

^{い かた}
**伊方地域の緊急時対応
(全体版)**

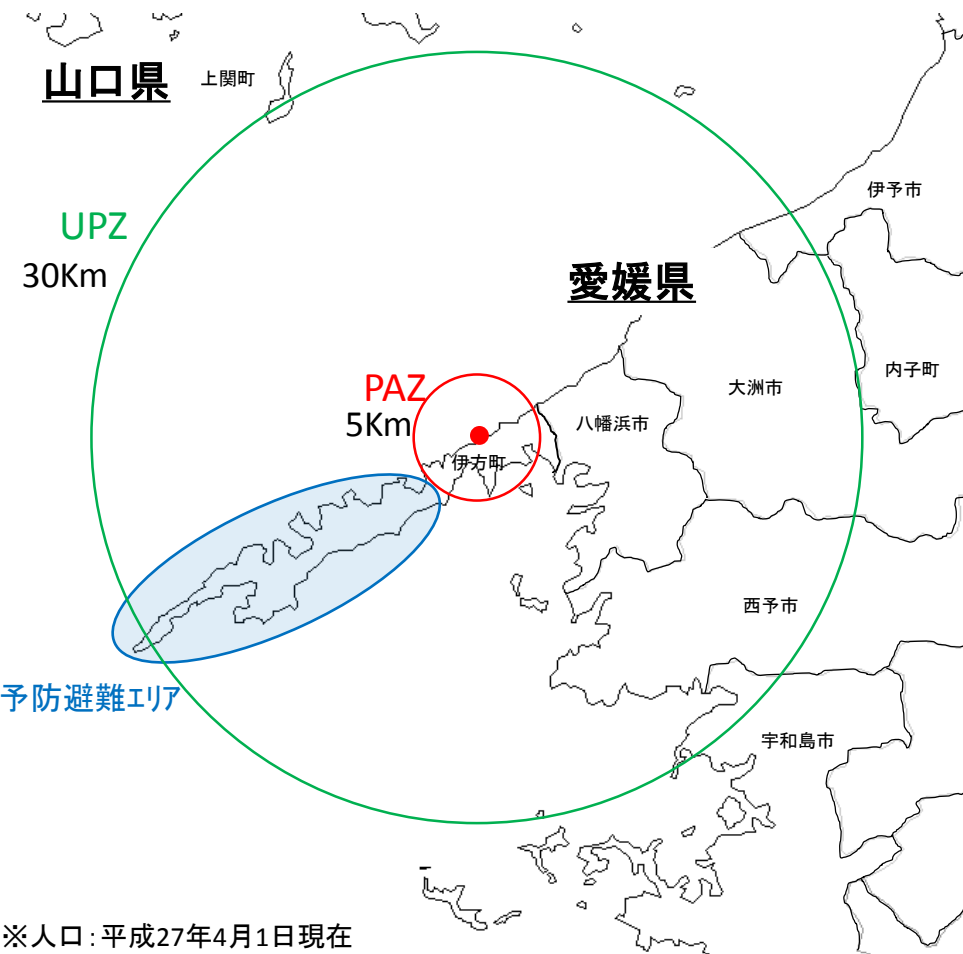
内閣府(原子力防災)
伊方地域原子力防災協議会

1. ^{い かつ}伊方地域の概要	P.3
2. 緊急事態における対応体制	P.7
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.19
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.30
5. 予防避難エリアにおける対応	P.39
6. UPZ圏内における対応	P.70
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.85
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.96
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.106
10. 国の実動組織の支援体制	P.115

1. ^{い かた}伊方地域の概要

原子力災害対策重点区域の概要

- 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 伊方地域いかたにおける原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は伊方町いかたちょう、UPZ圏内は5市3町にまたがる。
- 伊方町の予防避難エリアいかにちよう（PAZ圏以西の佐田岬半島地域さだみさき）の住民4,906人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備することとしている。



<概ね5km圏内>

PAZ (予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1町いかにちよう (伊方町(愛媛県)) 住民数: 5,496人*

<概ね5～30km圏内>

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

5市3町いかにちよう やわはまし おおずし せいよし (伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、
うわじまし いよし うちこちよう 宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、
かみのせきちよう 上関町(山口県)) 住民数: 118,342人*

<PAZ圏以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア (PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域):

1町いかにちよう (伊方町(愛媛県)) 住民数: 4,906人*

※人口:平成27年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ圏内人口は5,496人、UPZ圏内人口は118,342人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で123,838人。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内				合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)					
				予防避難エリア <small>さだみさき</small> (PAZ圏以西の佐田岬半島地域)					
愛媛県	<small>いかたちょう</small> 伊方町	5,496人	2,438世帯	4,906人	2,401世帯	4,906人	2,401世帯	10,402人	4,839世帯
	<small>やわたはまし</small> 八幡浜市			36,386人	16,706世帯			36,386人	16,706世帯
	<small>おおずし</small> 大洲市			42,518人	18,690世帯			42,518人	18,690世帯
	<small>せいよし</small> 西予市			29,225人	13,300世帯			29,225人	13,300世帯
	<small>うわじまし</small> 宇和島市			4,362人	1,587世帯			4,362人	1,587世帯
	<small>いよし</small> 伊予市			790人	316世帯			790人	316世帯
	<small>うちこちょう</small> 内子町			121人	48世帯			121人	48世帯
小計		5,496人	2,438世帯	118,308人	53,048世帯	4,906人	2,401世帯	123,804人	55,486世帯
山口県	<small>かみのせきちょう</small> 上関町			34人	24世帯			34人	24世帯
小計				34人	24世帯			34人	24世帯
合計		5,496人	2,438世帯	118,342人	53,072世帯	4,906人	2,401世帯	123,838人	55,510世帯

※人口：平成27年4月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、伊方町^{いかたちょう}全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600名／日。
- また、平成24年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に522事業所、約3,800人がPAZ圏内(5km)及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
^{いかたちょう} 伊方町	1,559人	901人	658人

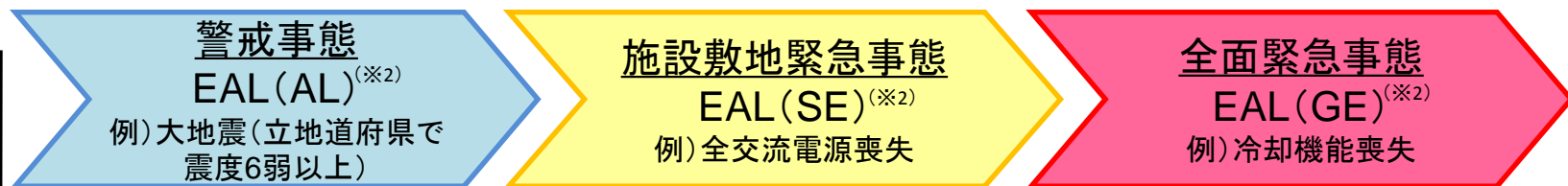
※平成22年度国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計(総務省統計局)

PAZ圏内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
^{いかた} 伊方地域	264	2,720人
^{せと} 瀬戸地域	91	490人
^{みさき} 三崎地域	167	627人
合 計	522	3,837人

※平成24年度経済センサス－活動調査 町丁・大字別集計(総務省統計局)

2. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ圏内
~5km

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)
の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の
避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ圏内
5km~30km
^(※4)

屋内退避の準備

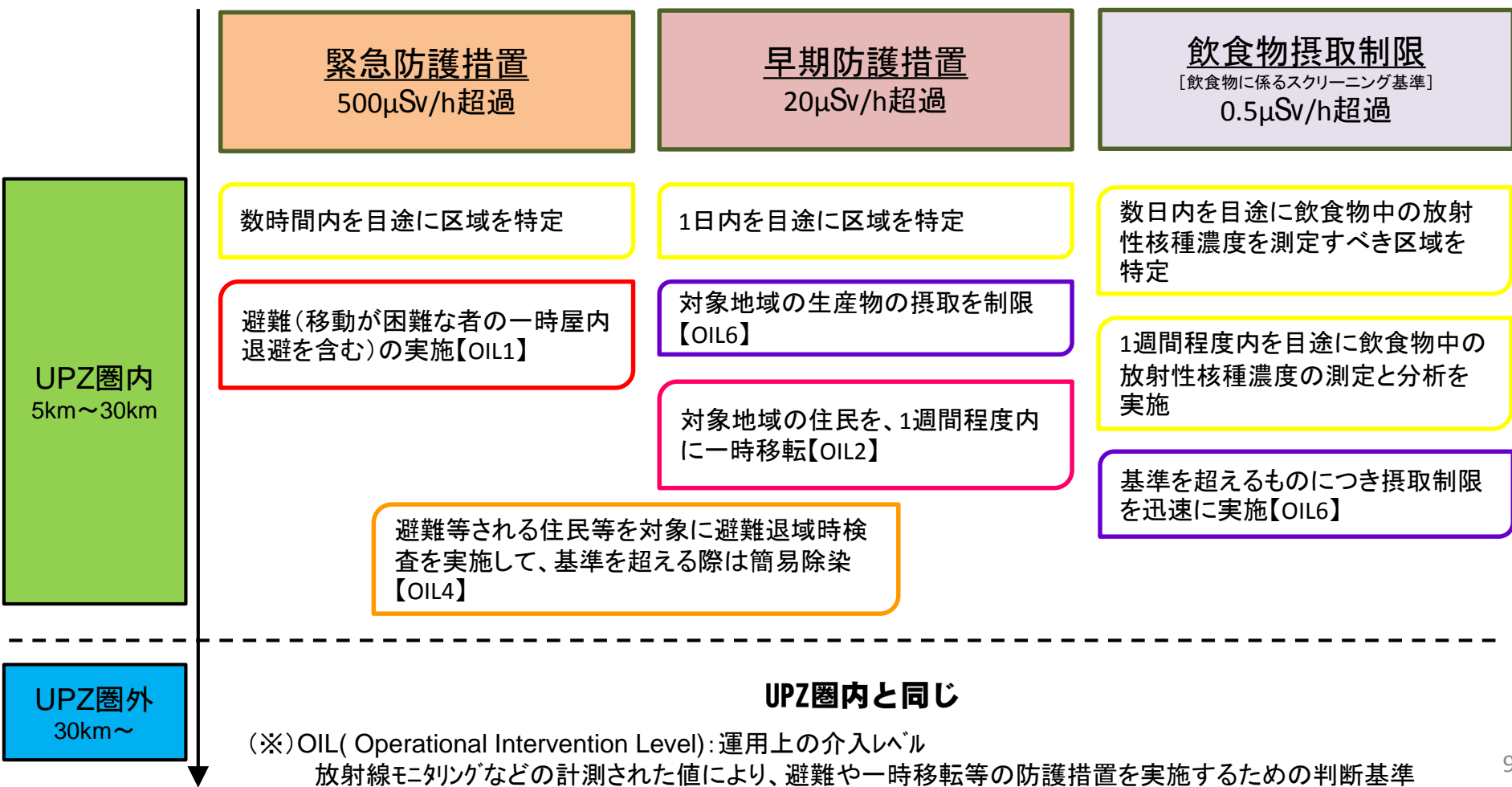
屋内退避

UPZ圏外
30km~
^(※5)

- (※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency
- (※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
- (※4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
なお、伊方町の予防避難エリアについては、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を実施。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

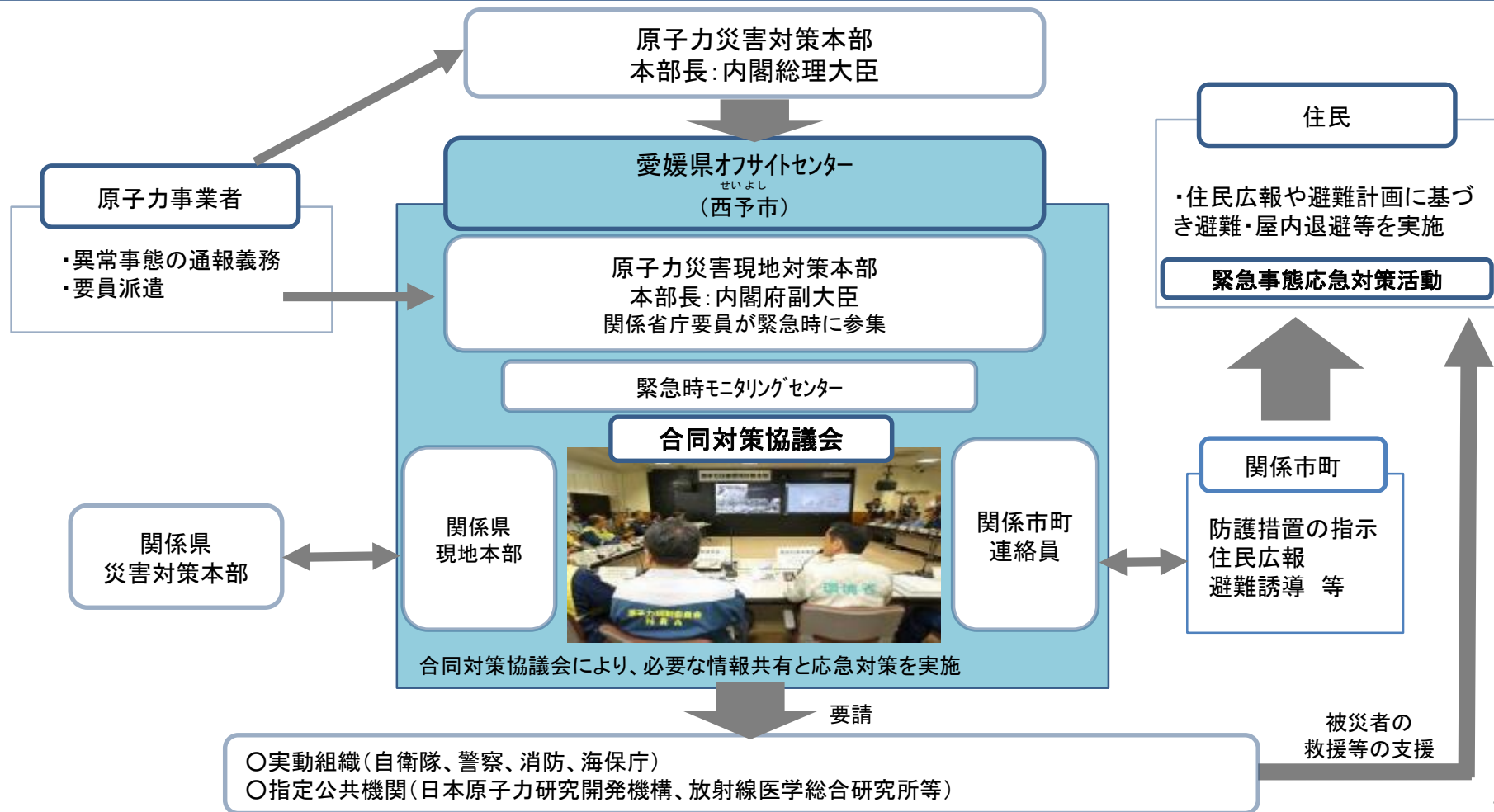
愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制

- ▶ 警戒事態で、愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害警戒本部(伊方町:緊急会議)を設置し、山口県及び上関町は警戒態勢をとる。
- ▶ 施設敷地緊急事態で愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- ▶ 全面緊急事態で、山口県及び上関町は、災害対策本部を設置。
- ▶ 関係市町の災害警戒本部(伊方町:緊急会議)等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ圏内及び予防避難エリアにおける避難行動要支援者の避難準備を開始。



国の対応体制

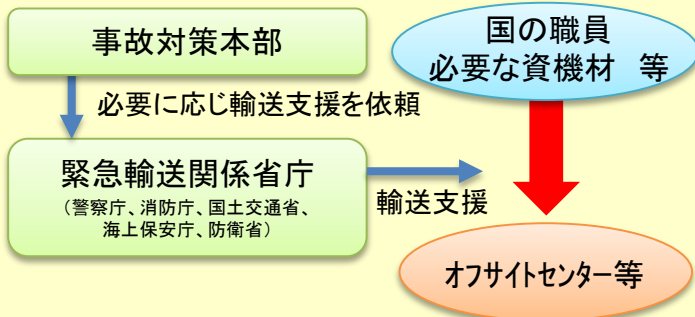
- 伊方町^{いかつちょう}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、現地オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び各県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞



②入間基地～松山空港
輸送機（自衛隊）約1.5時間



①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導
（警察）約1時間



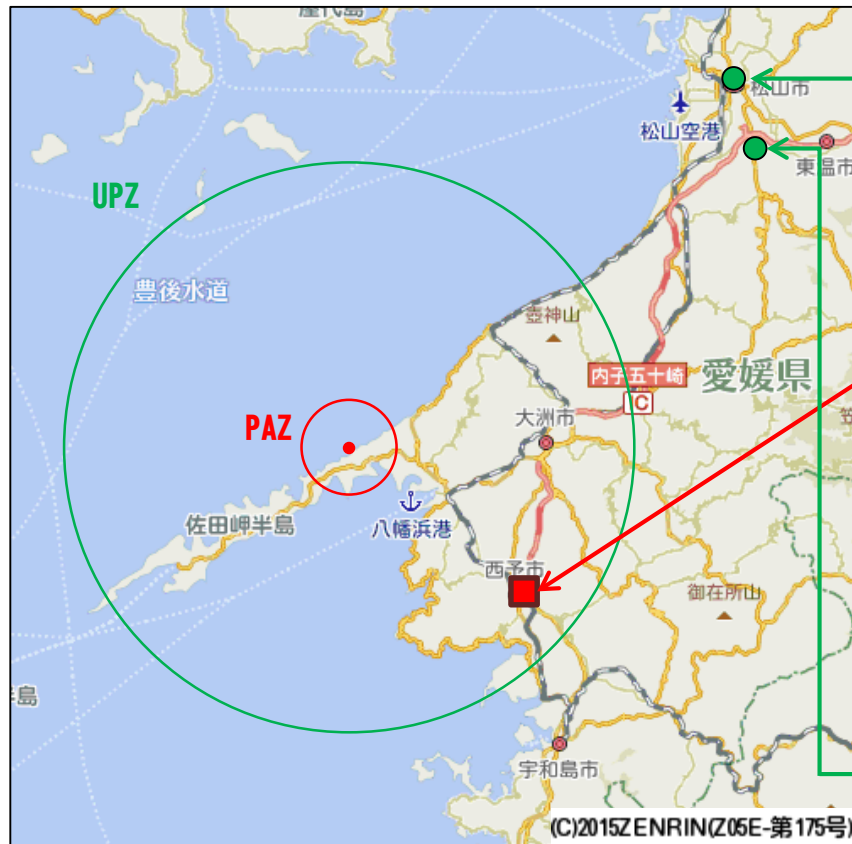
③松山空港～愛媛県オフサイトセンター
ヘリ（自衛隊）約20分



オフサイトセンターへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）
環境省・内閣府～入間基地～松山空港～愛媛県オフサイトセンター
※平成18年度原子力総合防災訓練の想定を参考

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

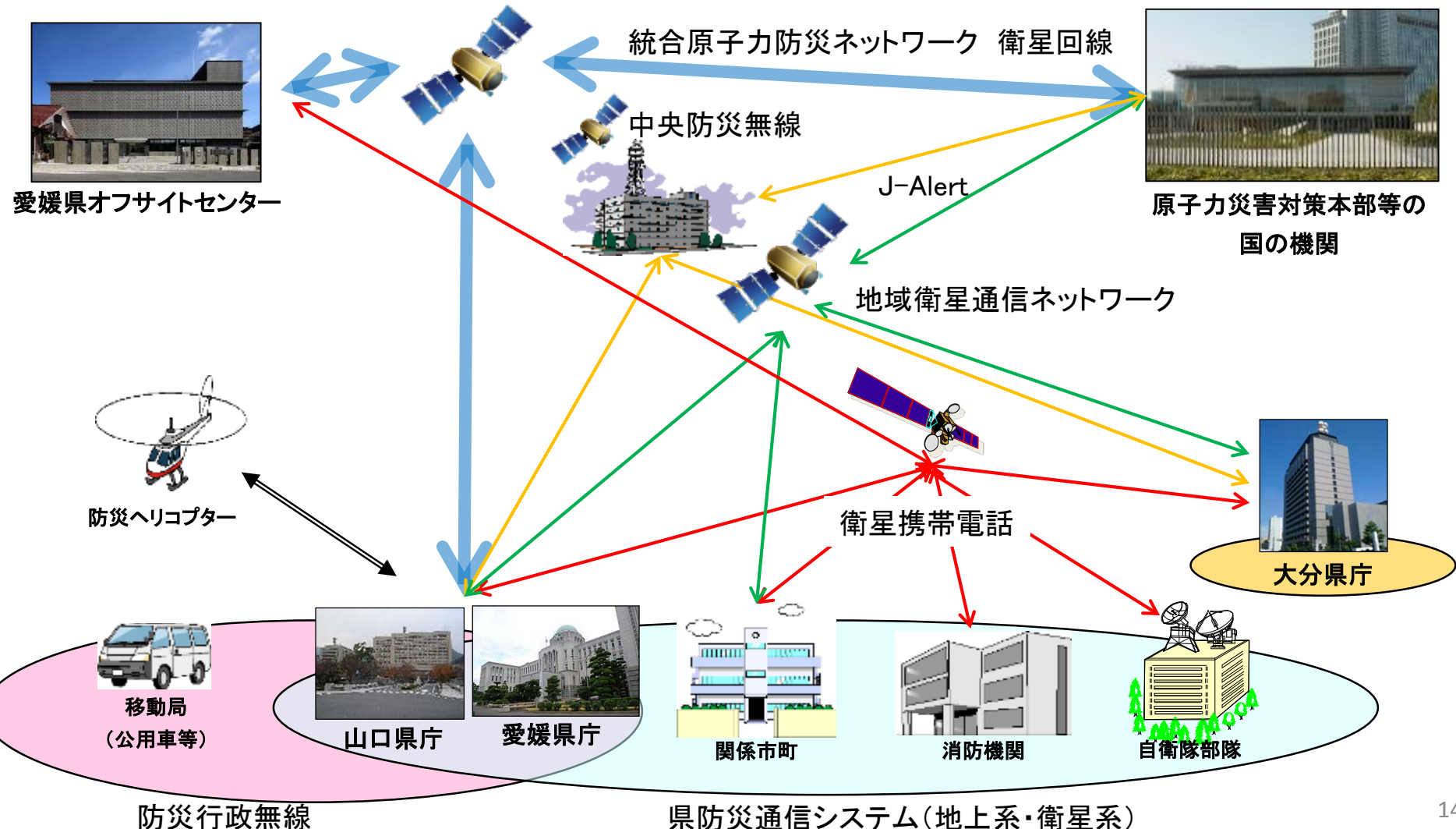
- 愛媛県オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造4階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射線防護対策(換気設備・フィルタ設置、窓枠の二重化等の気密性向上等)を実施済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、四国電力が用意する電源車で継続して電源を供給。



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

- いかた
伊方原発の代替オフサイトセンター
- 愛媛県庁(松山市): 約57km
 - 砥部町文化会館(砥部町): 約53km
- ※距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



- ▶ 愛媛県災害対策本部では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載した防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。



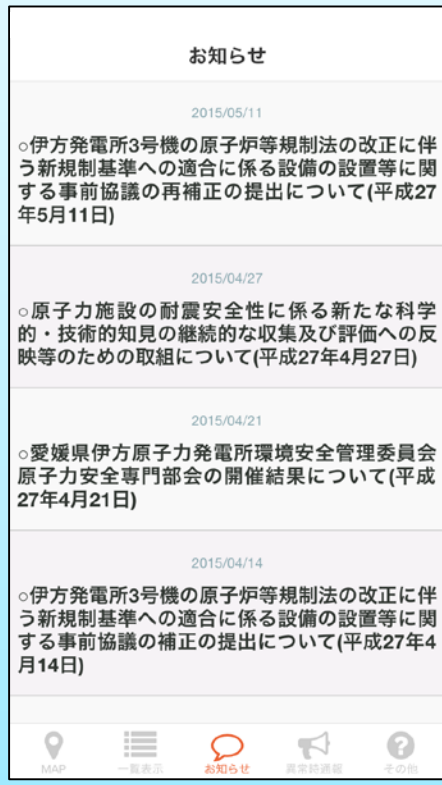
愛媛県災害対策本部

お知らせ
(報道発表等)

スマートフォン用アプリ



愛媛県から住民に対して情報を伝達(イメージ図)

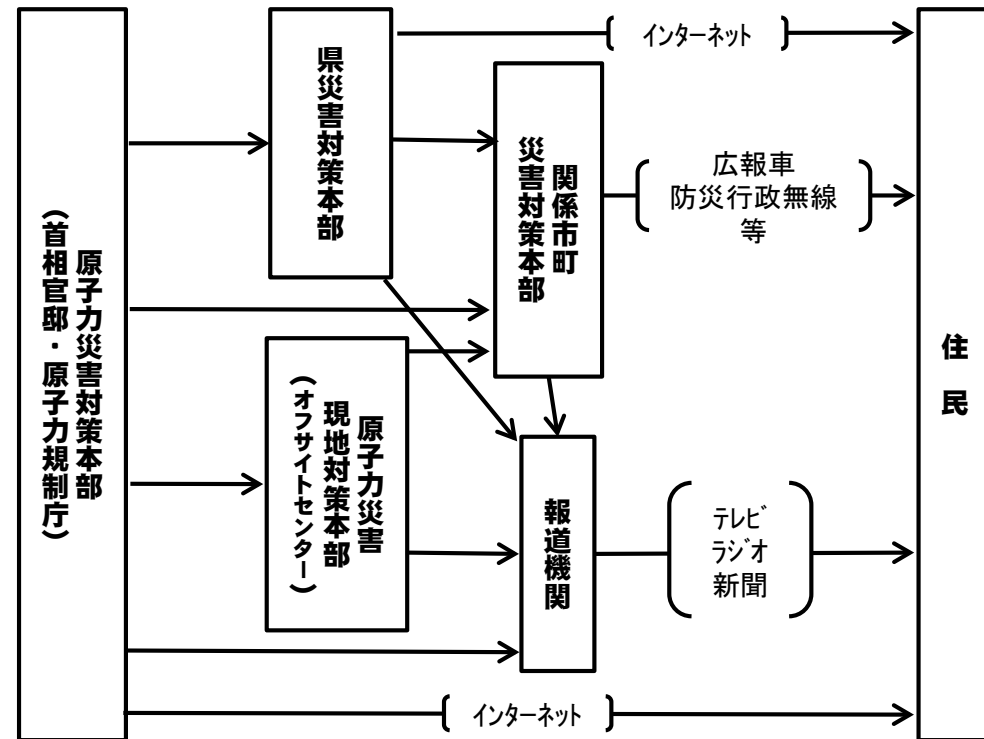


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

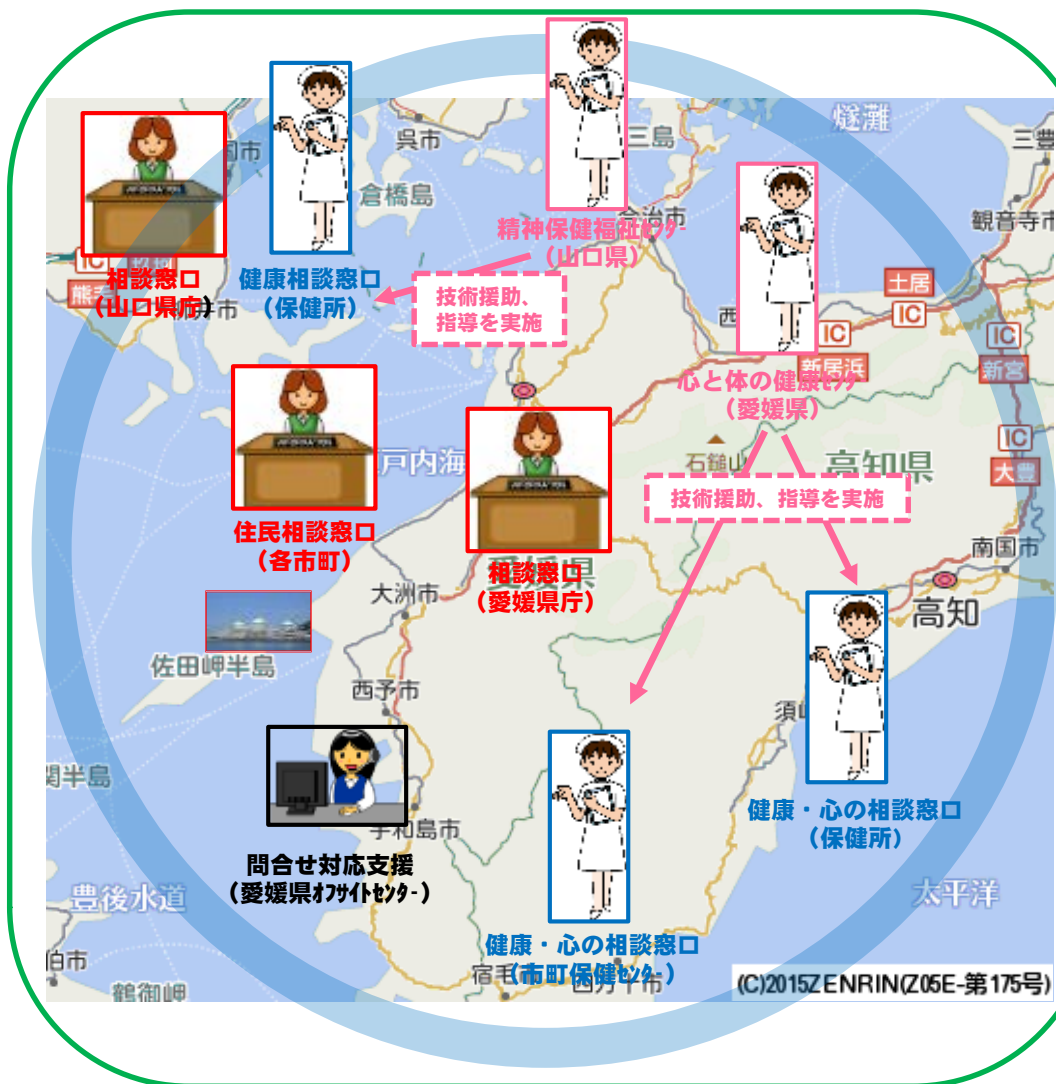
【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

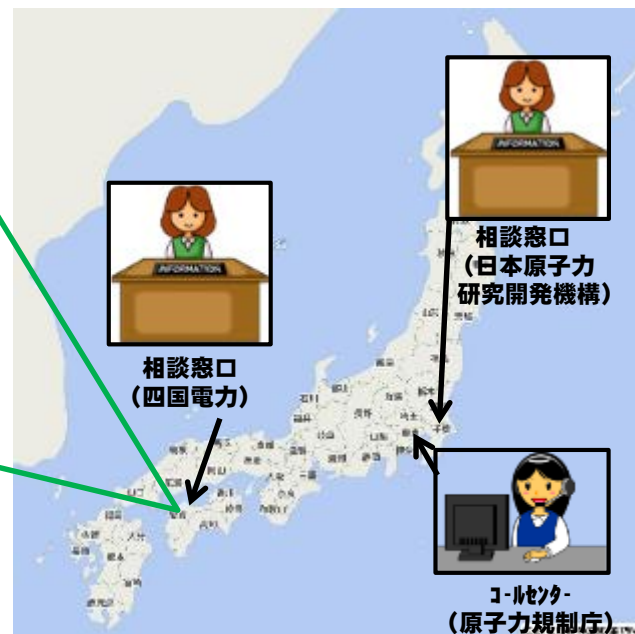
国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- オフサイトセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(四国電力)



3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に緊急会議を設置し、緊急会議メンバー13名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14名、瀬戸総合体育館に7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の屋外拡声子局に設置された双方向通信機により情報共有

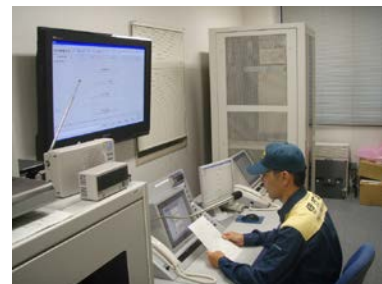
現地災害対策本部
瀬戸総合支所

災害対策本部
伊方町役場

一時集結所
伊方中学校

一時集結所
瀬戸総合体育館

● : 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所 (30箇所)



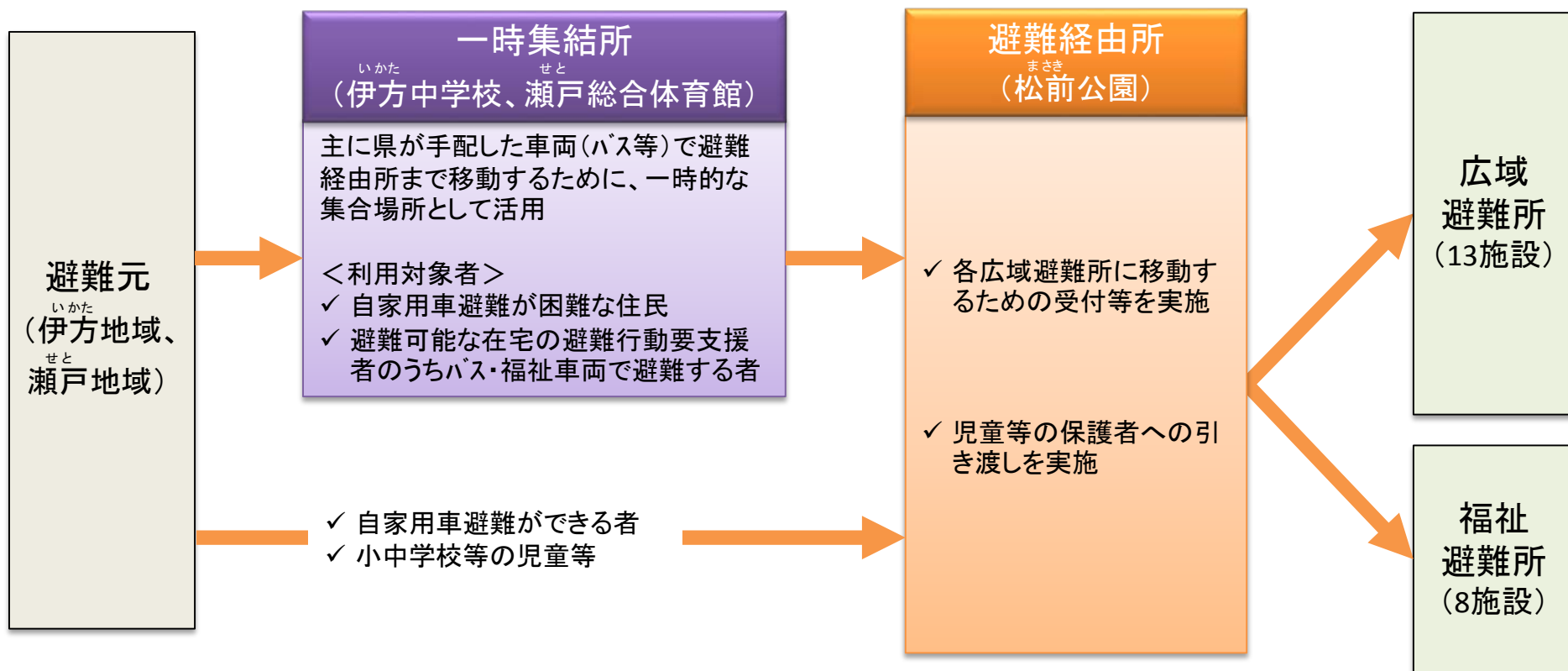
- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

PAZ圏内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経路所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経路所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経路所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所に移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経路所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経路所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



PAZ圏内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約330人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所等(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約150人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の生徒等と一緒に避難経路所(松前公園)等に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	21人	9人	30人
伊方(いかた)小学校	120人	16人	136人
九町(くちょう)小学校	58人	15人	73人
伊方(いかた)中学校	130人	23人	153人
合計(4施設)	329人	63人	392人

避難準備※1

児童等と職員が共に避難経路所(松前公園)に避難を開始

避難経路所(松前公園)

児童等は、避難先で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	15人	4人	19人
伊方(いかた)保育所	98人	20人	118人
九町(くちょう)保育所	21人	6人	27人
加周(かしゅう)保育所	14人	4人	18人
合計(4施設)	148人	34人	182人

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しが出来なかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の生徒等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

避難経路所(松前公園)等

保護者への引き渡しが出来なかった児童は、避難先で保護者に引き渡し

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。

PAZ圏内の社会福祉施設の入所者への対応

- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方>

避難元施設

<放射線防護施設>

施設名	施設種別	入所定員数
つわぶき荘	介護老人福祉施設	50人
	軽費老人ホーム	30人
	短期入所生活介護	12 ^{※4} 人

計92人



避難先施設

施設種別	市町名	受入見込人数
介護老人福祉施設	まさきちょう 松前町 (2施設)	38人
軽費老人ホーム		35人
軽費老人ホーム		21人

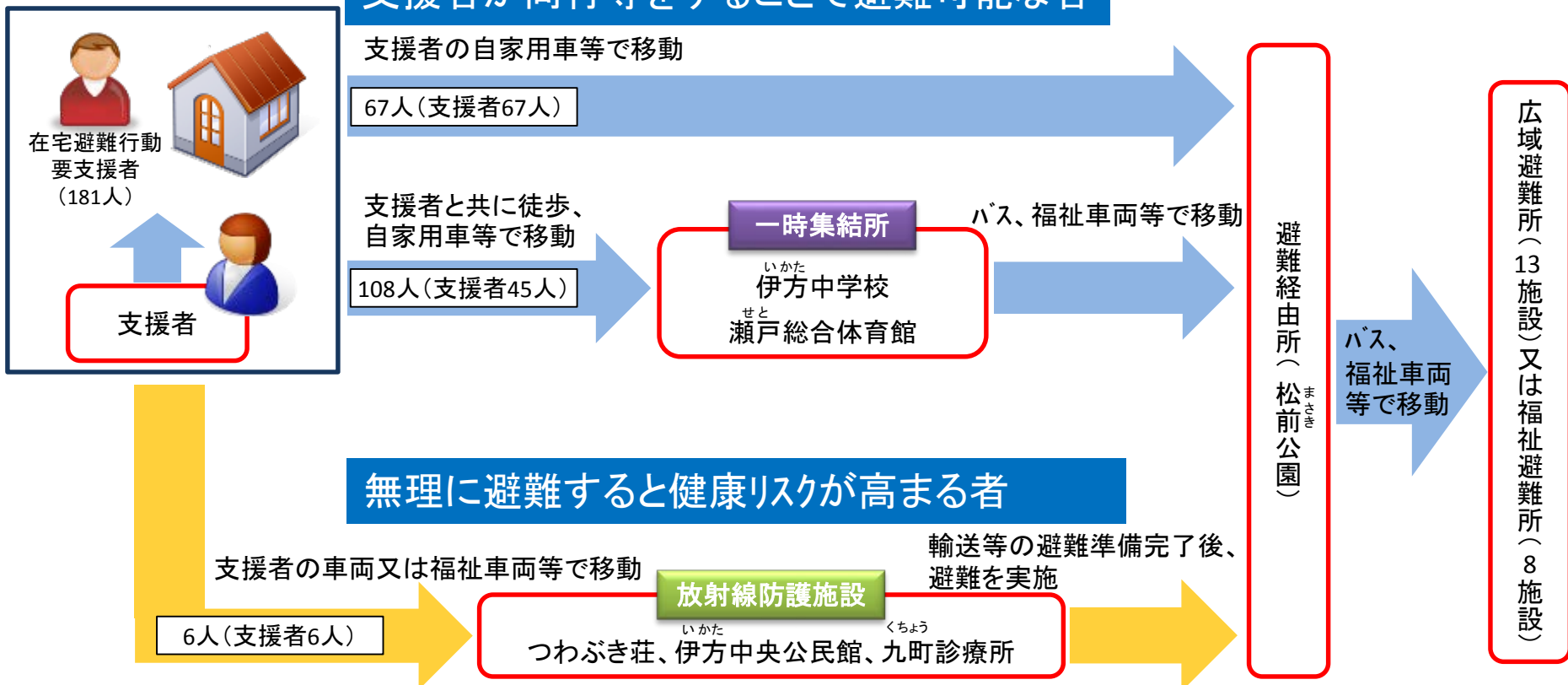
計94人

- ※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ▶ 在宅の避難行動要支援者の181人うち、118人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- ▶ 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者



PAZ圏内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約850人について、バス25台、福祉車両27台（ストレッチャー仕様9台、車椅子仕様18台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	574人 (児童等477人+職員97人) (8箇所)	10台 (26人乗) 9台 (46人乗)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P23】
社会福祉施設の入所者等の避難※5	106人 (入所者86人+職員20人) (1箇所)	2台 (46人乗) (入所者63人+職員8人)	5台 (入所者10人+職員5人)	7台 (入所者13人+職員7人)	【資料P24】
在宅の避難行動要支援者等の避難	153人 (要支援者108人+支援者45人)	4台 (46人乗) (要支援者81人+支援者24人)	3台 (要支援者6人+支援者7人)	11台 (要支援者21人+支援者14人)	【資料P25】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	12人 (要支援者6人+支援者6人)	0台	1台 (要支援者6人+支援者6人)	0台	放射線防護施設に輸送 近距離のため福祉車両1台でピストン輸送(3往復)を想定 【資料P25】
合計	845人	25台	9台	18台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定

※4 福祉車両(ストレッチャー仕様、車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※5 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、PAZ・UPZ圏内のバス会社が保有する車両のほか、学校、社会福祉施設及び四国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		25台	9台	18台	
(B) 確保車両台数		計28台以上	計10台以上	計18台以上	
確保先	学校、社会福祉施設	5台	1台	2台	各種車両の1台当たりの実乗車人数 【バス等】29名(2台)、15名、10名、7名乗り 【福祉車両(ストレッチャー仕様兼車椅子仕様)】 ストレッチャー1名乗り、車椅子2名乗り ※ストレッチャー仕様と車椅子仕様を1台ずつ積算 【車椅子仕様】車椅子1名乗り
	愛媛県のPAZ・UPZ 圏内市町のバス会社	23台以上	—	—	バス台数の内訳 【バス】10台(26名乗り)13台(46名乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する 車両総数262台
	四国電力	—	9台以上	16台以上	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- PAZ圏内の放射線防護施設は、整備中施設を含めて3施設1,035人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、1,035名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

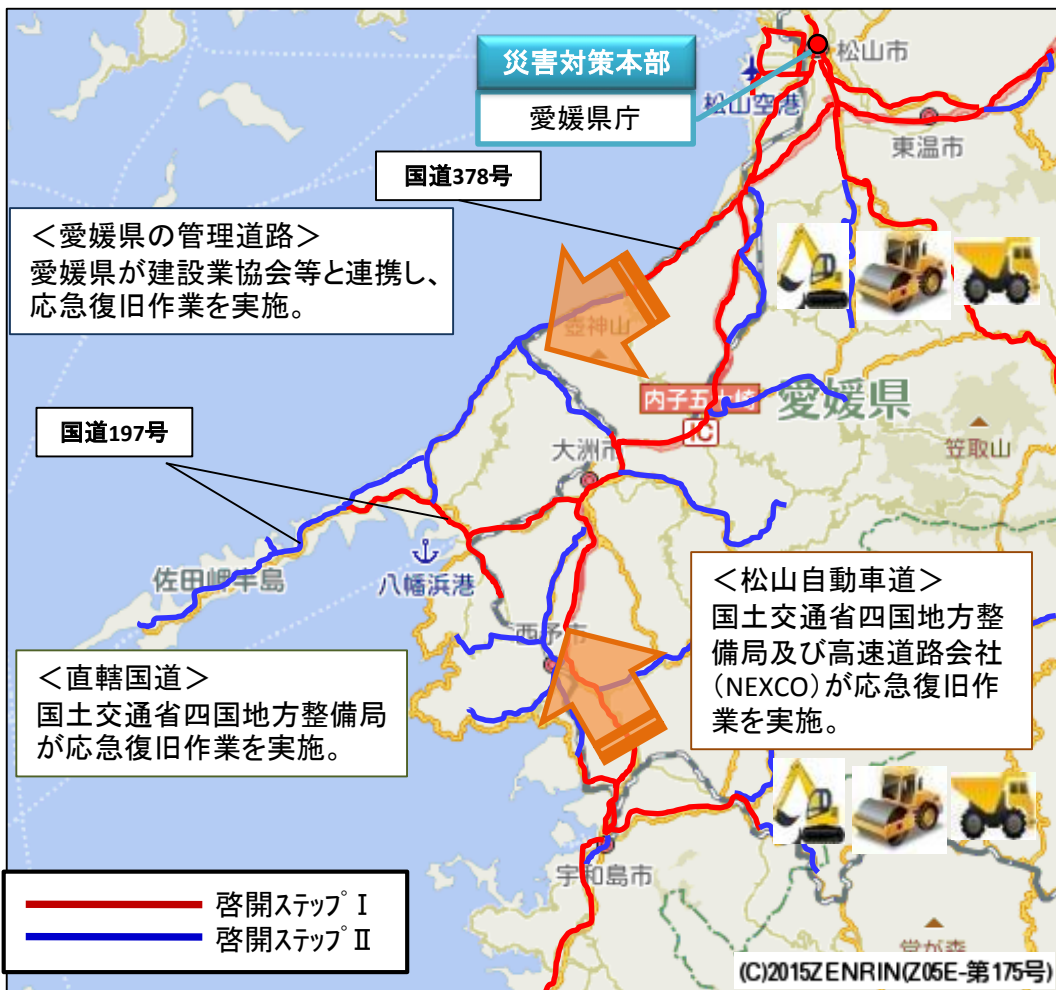
放射線防護施設(PAZ圏内:3施設)



自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

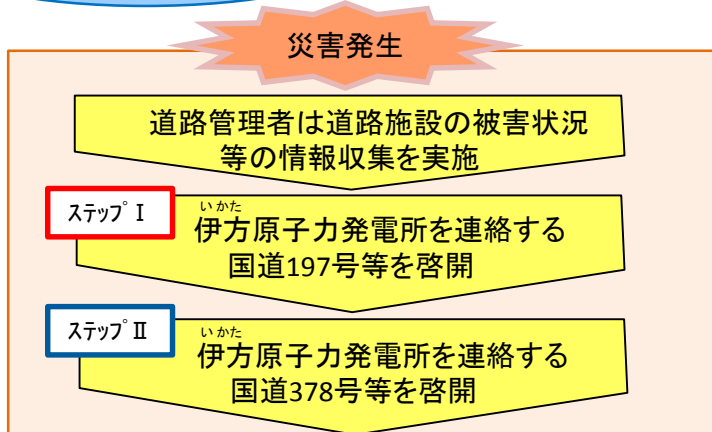
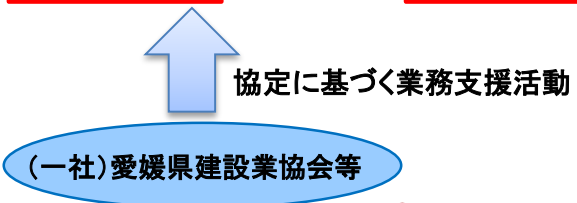
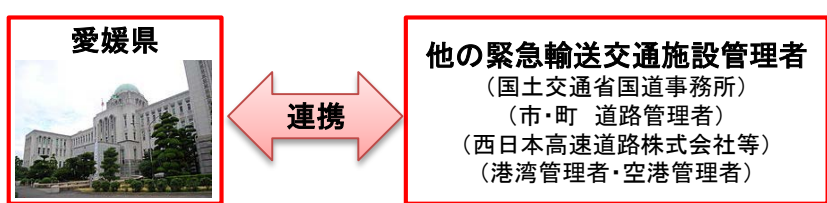
避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、愛媛県、伊方町いかたちょうは、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。

- ▶ 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



愛媛県道路啓開計画

各管理者が道路啓開等を実施



4. PAZ圏の全面緊急事態 における対応

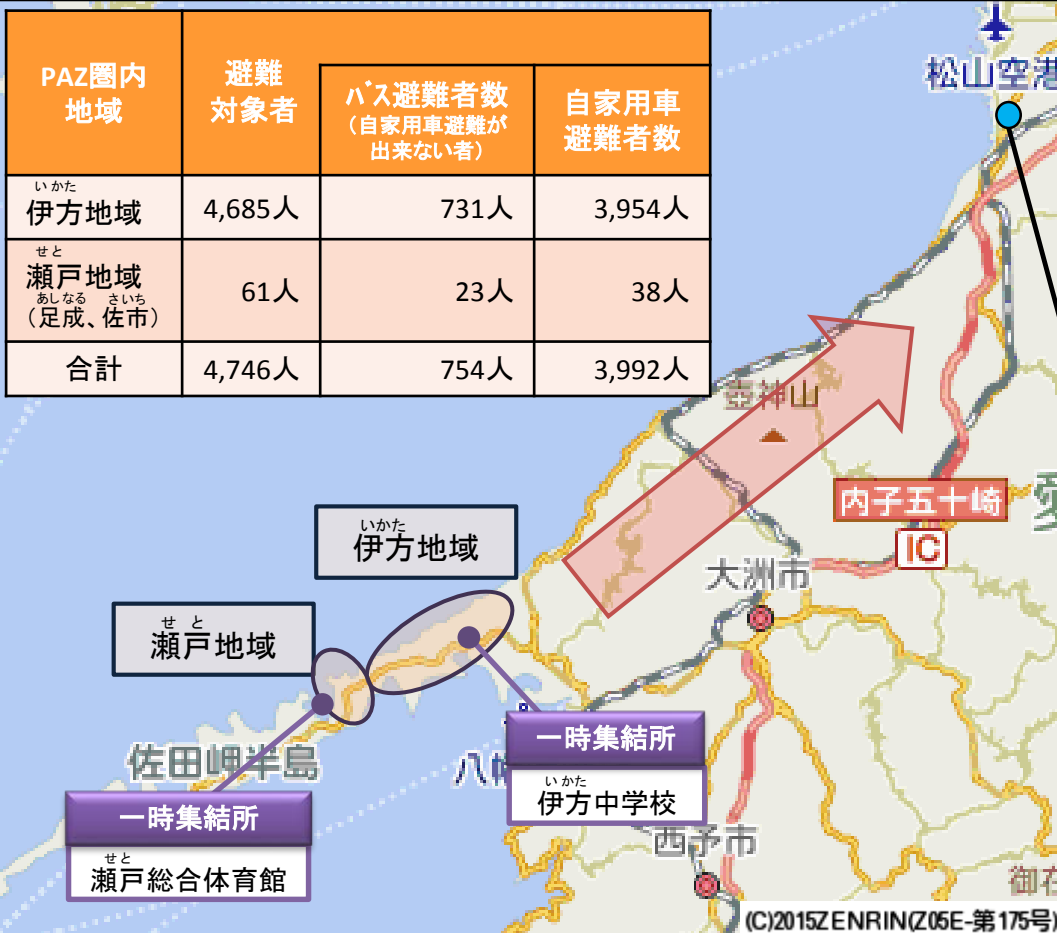
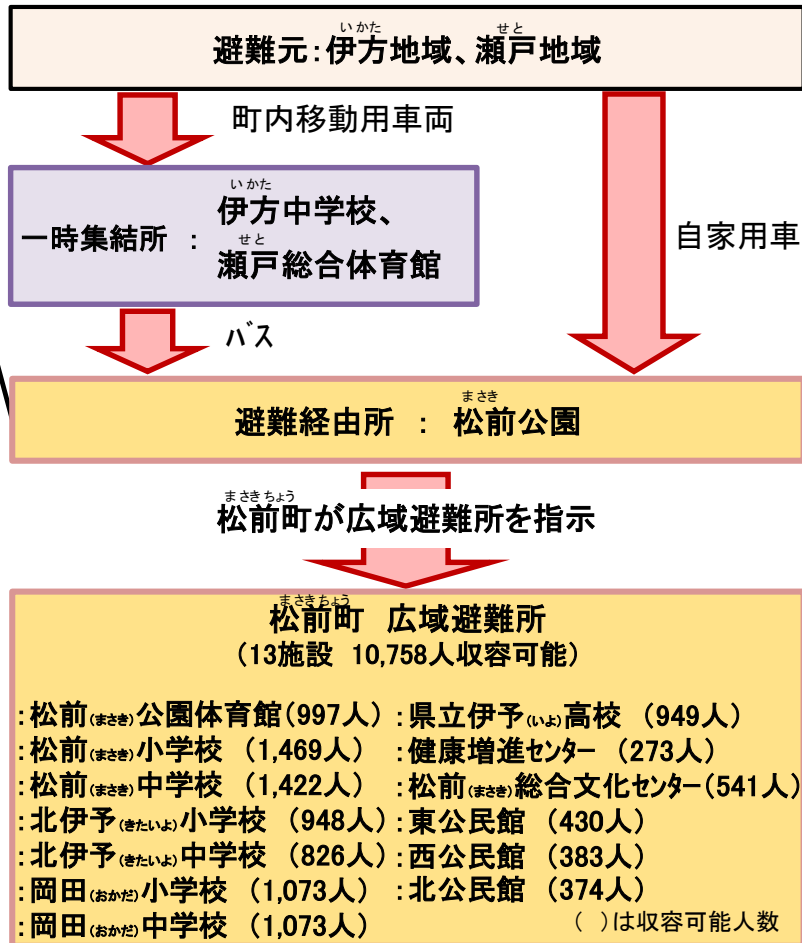
＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ圏内の住民の避難先及び避難住民数

- PAZ圏内(伊方地域、瀬戸地域(佐市、足成))の住民については、自家用車での避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)に集合し、避難経路所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。

PAZ圏内地域	避難対象者	バス避難者数 (自家用車避難が出来ない者)	自家用車避難者数
伊方地域	4,685人	731人	3,954人
瀬戸地域 (足成、佐市)	61人	23人	38人
合計	4,746人	754人	3,992人



※1避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。
 ※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

- PAZ圏内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約910人、民間企業(従業員30人以上)は6社(約220人)存在。

PAZ圏内の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
<small>いかた</small> 伊方地域	7	912人程度
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市)	0	0人
合計(7施設)		912人程度

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成26年実績

PAZ圏内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
<small>いかた</small> 伊方地域	西宇和(農協)伊方支店	49人
	伊方建設(有)	32人
	(株)ヒサン水産伊方工場	32人
	(株)みさき果樹園	36人
	(有)町見緑化	33人
	伊方サービス(株)	33人
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市)	該当なし	0人
合計(6社)		215人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約850人分：バス19台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	754人	17台	一時集結所にて乗車 1台当り46人程度の乗車を想定 【資料P31】
観光施設から避難する一時滞在者	91人	2台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数912人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P32】
合計	845人	19台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

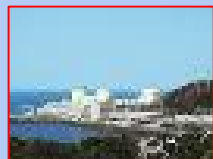
- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両のほか、伊方町いかたちょうが保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、愛媛県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		19台	
(B)確保車両台数		計19台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	16台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台
	<small>いかたちょう</small> 伊方町	3台程度	<small>いかたちょう</small> 伊方町が保有する車両10台(合計138人)の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への順路等

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動車両で、各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)へ移動。



各集会所の配車経路 ※()は自家用車で避難できない住民数		一時集結所
ルート①	おおはま 大浜集会所 → なののはま 中之浜集会所 → にたのはま 仁田之浜集会所	(95人)
ルート②	とよのうら 豊之浦集会所 → しんかわ 新川会館 → かわながた 川永田コミュニティセンター → なかうら 中浦集会所	(161人)
ルート③	いかたごし 伊方越集会所 → かめうら 亀浦集会所	(32人)
ルート④	たのうら 田之浦集会所 → ふるやしき 古屋敷地区 → ふたみ 二見公民館 → ふたみ 二見集会所 → にしくぼ 西久保集会所 → すか 須賀集会所 → はた 畑コミュニティセンター → むかい 向集会所 → おく 奥集会所	(201人)
ルート⑤	とりづ 鳥津集会所 → おおなる 大成集会所	(44人)
	いかた 伊方中学校に徒歩で移動する住民(河内、湊浦一・二、小中浦)	(198人)

各集会所の配車経路 ※()は自家用車で避難できない住民数		一時集結所
ルート⑥	あしなる 足成集会所 → さいち 佐市集会所 → たこら 高浦地区区長宅※	(23人)
		せと 瀬戸総合体育館 (23人)

※高浦(たこら)地区区長宅は予防避難エリアに位置するため、上表の人数の積算対象外

PAZ圏内から避難先（避難経路所）までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

伊方地域における交通対策

- 交通誘導対策**
自家発電機付の信号機の設置や主要交差点等における町職員や県警職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施
- 交通広報対策**
県警が配置した拡声器と音声合成装置を内蔵した「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等による広報を実施
- 交通規制対策**
主要交差点(29箇所)における信号機操作、混雑エリアで交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

【避難誘導・交通規制用自動制御告示板】



拡声器と音声合成装置を内蔵。広域避難路に8箇所設置

避難経由所
(松前公園)

佐田岬半島

八幡浜港

西予市

大洲市

内子十崎IC

壱神山

愛媛県

松山市

松山空港

【凡例】

- 自家発電機付信号機
- 避難誘導・交通規制用自動制御告示板
- 交通規制地点

【自家発電機付の信号機】



広域避難路に9箇所設置

- いかたちょう伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ、避難車両及び安定ヨウ素剤の配布状況を一目で識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- いかたちょう伊方町、対象地域の自主防災組織、民生委員、消防団等は地域ごとにワークショップを開催し、避難時における、近隣世帯の乗合わせ車両を検討し、各世帯における配車計画を策定する等、円滑な避難の対応策について検討する予定。



避難車両シール



ワークショップによる配車計画等の策定

5. 予防避難エリアにおける対応

<対応のポイント>

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,906人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせることで対応を実施。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

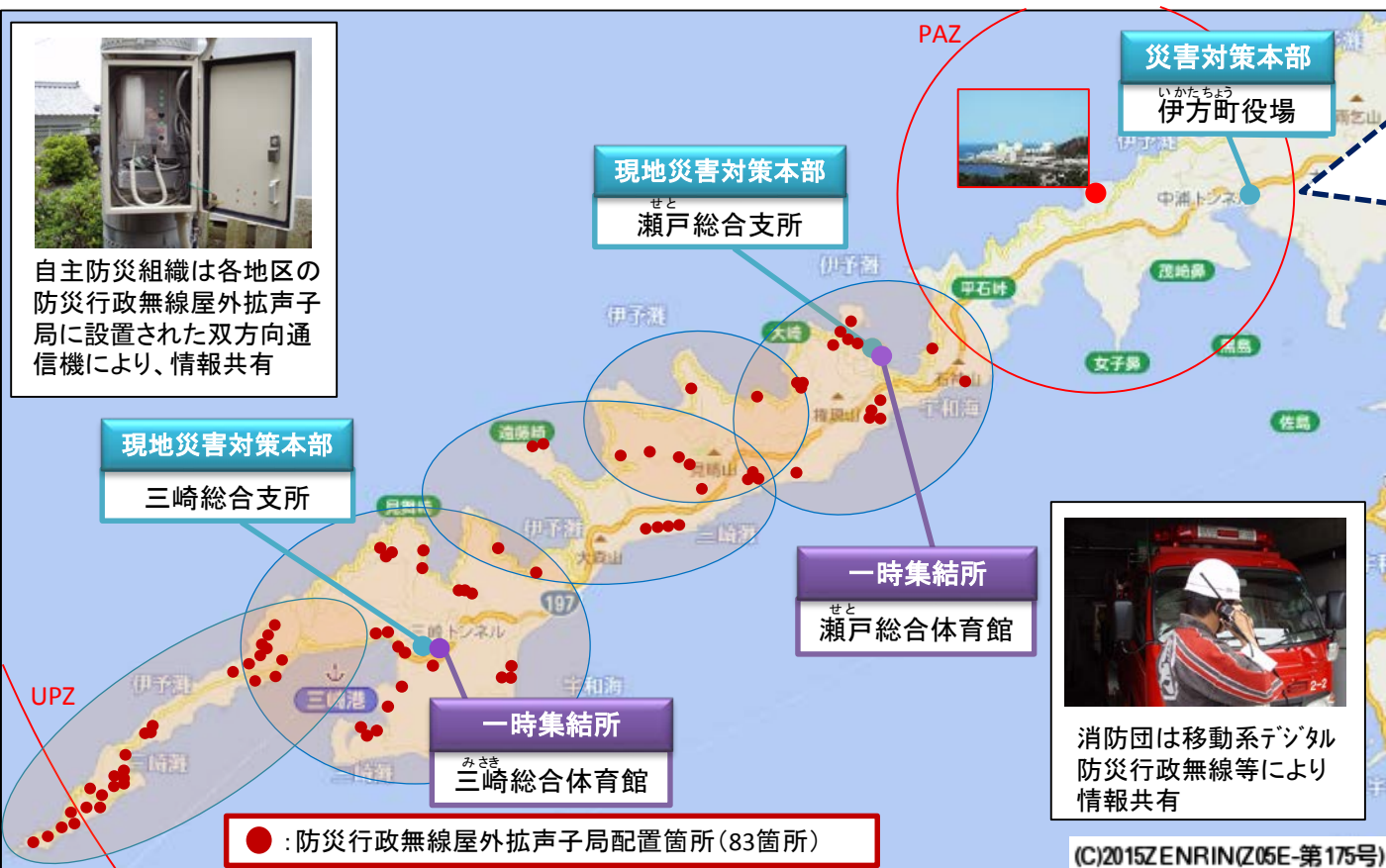


住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、情報共有



● : 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所 (83箇所)



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態: 愛媛県及び伊方町が、いかたちょう道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態: 防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
放射性物質放出のリスクが高まった場合		屋内退避	ケース4

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

5-1. ケース1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

(ケース1) 陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。



(ケース1及び2) 予防避難エリアの学校・保育所の児童等の避難

- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約330人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所等(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約70人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の生徒等と一緒に避難経路所(松前公園)等に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	30人	11人	41人
大久(おおく)小学校	39人	8人	47人
三崎(みさき)小学校	60人	14人	74人
瀬戸(せと)中学校	35人	13人	48人
三崎(みさき)中学校	66人	13人	79人
三崎(みさき)高等学校	102人	26人	128人
合計(6施設)	332人	85人	417人

避難準備※1

児童等と職員が共に避難経路所(松前公園)に避難を開始

避難経路所(松前公園)
児童等は、避難先で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	21人	8人	29人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	12人	4人	16人
三崎(みさき)保育所	26人	9人	35人
合計(4施設)	66人	26人	92人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しが出来なかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の生徒等と一緒に避難経路所(松前公園)等に避難を開始

避難の開始

避難経路所(松前公園)等

保護者への引き渡しが出来なかった児童は、避難先で保護者に引き渡し

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。

(ケ-1及び2) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難先

- ▶ 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

<予防避難エリア施設4施設及び避難先>

避難先施設

<放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	40人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	15人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
4	かざぐるま	認知症対応型共同生活介護	9人

計56人



番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関98施設で合計2,829人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	入所定員数
2	介護老人保健施設等	松山市(4施設)	93人
		伊予市(1施設)	
		松前町(1施設)	

計93人

番号	施設種別	市町名	受入見込数
3	介護老人保健施設等	東温市(2施設)	48人
4	認知症対応型共同生活介護	宇和島市(1施設)	9人

計57人

※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 在宅の避難行動要支援者の160人うち、107人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者

支援者の自家用車等で移動

58人(支援者58人)

支援者と共に徒歩、
自家用車等で移動

91人(支援者38人)

一時集結所

瀬戸総合体育館
三崎総合体育館

バス、福祉車両等で移動

避難経由所
(松前公園)

バス、
福祉車両
等で移動

広域避難所(13施設)又は福祉避難所(8施設)

無理に避難すると健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両等で移動

11人(支援者11人)

放射線防護施設

瀬戸診療所、瀬戸あいじゅ、三崎高等学校、串診療所

輸送等の避難準備完了後、
避難を実施



(ケース1) 予防避難エリアにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約860人について、バス21台、福祉車両38台(ストレッチャー仕様9台、車椅子仕様29台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	509人 (児童等398人+職員111人) (10箇所)	13台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P45】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難	187人 (入所者124人+職員63人) (4箇所)	5台 (入所者81人+職員35人)	3台 (入所者6人+職員6人)	19台 (入所者37人+職員22人)	【資料P46】
社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※5	10人 (入所者6人+職員4人) (1箇所)	0台	1台 (入所者4人+職員3人)	1台 (入所者2人+職員1人)	近隣の放射線防護施設に、各福祉車両1台でピストン輸送(ストレッチャー仕様2往復、車椅子仕様1往復)を想定【資料P46】
在宅の避難行動要支援者等の避難	129人 (要支援者91人+支援者38人)	3台 (要支援者68人+支援者24人)	3台 (要支援者5人+支援者2人)	9台 (要支援者18人+支援者12人)	【資料P47】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	22人 (要支援者11人+支援者11人)	0台	2台 (要支援者11人+支援者11人)	0台	放射線防護施設へ輸送 近距離のため福祉車両各1台でピストン輸送を想定【資料P47】 瀬戸 ^(せと) 地域:2往復(要支援者3人) 三崎 ^(みさき) 地域:4往復(要支援者8人)
合計	857人	21台	9台	29台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は瀬戸^(せと)地域・三崎^(みさき)地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、1台当たりの46名の乗車を想定

※4 福祉車両(ストレッチャー仕様、車椅子仕様)は、1台当たり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※5 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケ-1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

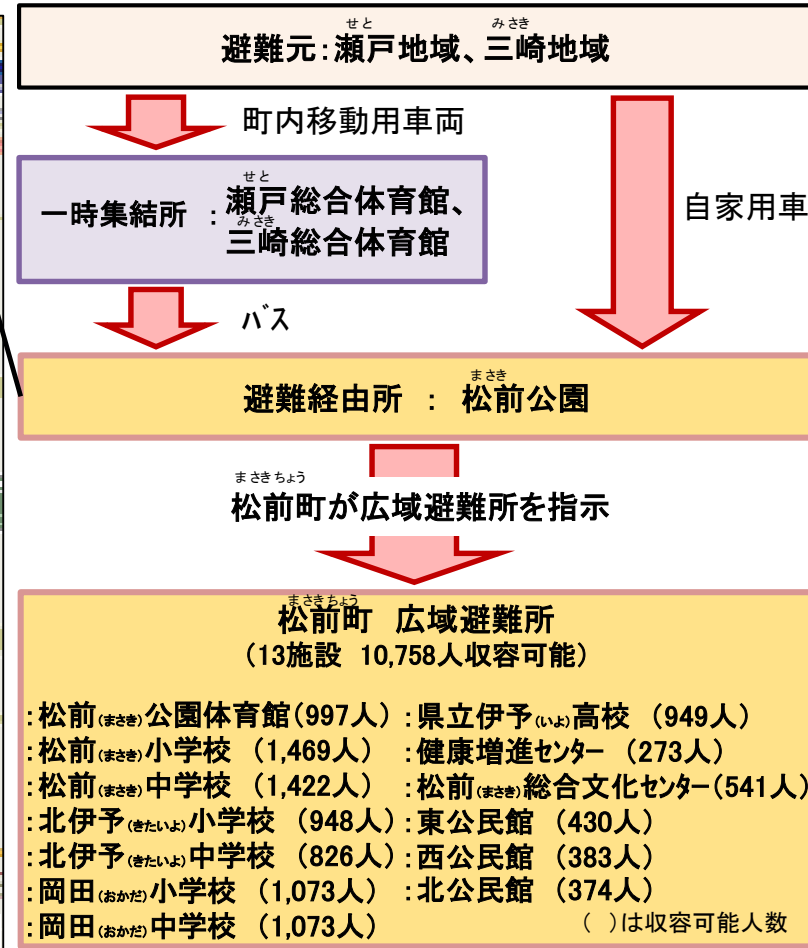
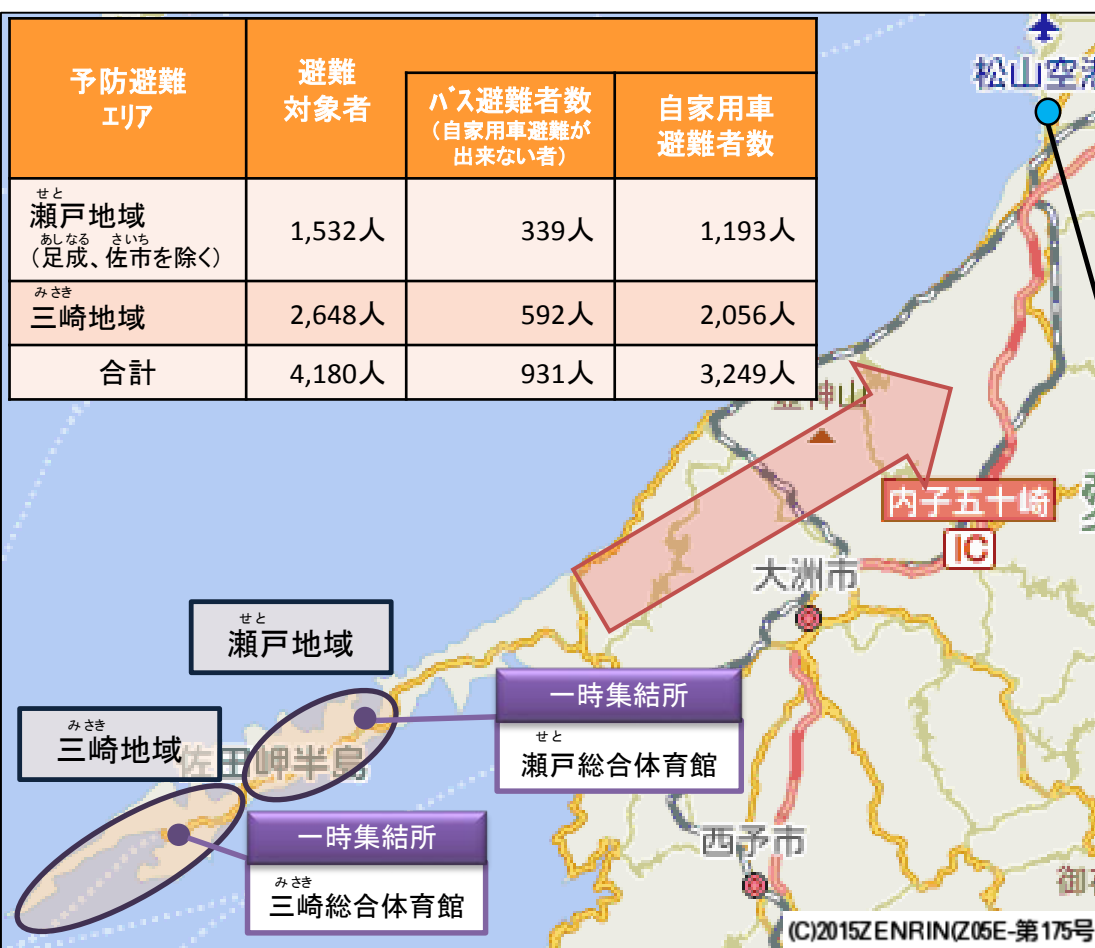
- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、PAZ・UPZ圏内のバス会社が保有する車両のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、愛媛県及び四国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		21台	9台	29台	
(B) 確保車両台数		計38台以上	計11台以上	計30台以上	
確保先	学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	各種車両の1台当たりの実乗車人数 【バス等】バス: 5~47名乗り、 乗用車: 4~10名乗り 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(ストレッチャー仕様兼車椅子仕様)】 ストレッチャー1名乗り、車椅子1名乗り ※ストレッチャー仕様と車椅子仕様を1台ずつ積算 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子各1名
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	16台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数: 46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台
	愛媛県	—	—	16台	県が配備する福祉車両(車椅子仕様) ・2台(1台当たり: 車椅子8名、その他2名乗り) ・4台(1台当たり: 車椅子4名、その他18名乗り)
	四国電力	—	8台以上	11台以上	

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

(ケース1及び2) 予防避難エリアの住民の避難

- 伊方町^{いかたちょう}の2地域^{せと}（瀬戸地域^{せと}、三崎地域^{みさき}）の住民の避難先については、自家用車での避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所^{まさきちょう}（松前公園）に移動後、松前町の指示する広域避難所^{せと}に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両^{まさきちょう}で一時集結所^{せと}（瀬戸総合体育館^{せと}、三崎総合体育館^{みさき}）に集合し、避難経路所^{まさきちょう}（松前公園）へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所^{まさきちょう}に避難。
- 2地域における避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



※1避難対象者数は、予防避難エリア住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。
 ※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

- ▶ 予防避難エリアの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,200人、民間企業(従業員30人以上)は3社(190人)存在。

予防避難エリアの観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市以外)	12	682人程度
<small>みさき</small> 三崎地域	5	472人程度
合計(17施設)		1,154人程度

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成26年実績

予防避難エリアの民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
<small>せと あしなる さいち</small> 瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販(株)	94人
<small>みさき</small> 三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
合計(3社)		190人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

【出典】平成24年経済センサス

(ケ-ス1) 予防避難エリアにおいて全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約1,000人分：バス25台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	931人	21台	一時集結所にて乗車 1台当り46人程度の乗車を想定 【資料P54】
観光施設から避難する一時滞在者	115人	4台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数1,154人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P51】
合計	1,046人	25台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域・三崎地域それぞれで必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両のほか、伊方町いかたちょうが保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、愛媛県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		25台	
(B) 確保車両台数		計25台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	22台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数262台
	<small>いかたちょう</small> 伊方町	3台程度	<small>いかたちょう</small> 伊方町が保有する車両8台(合計121人)の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

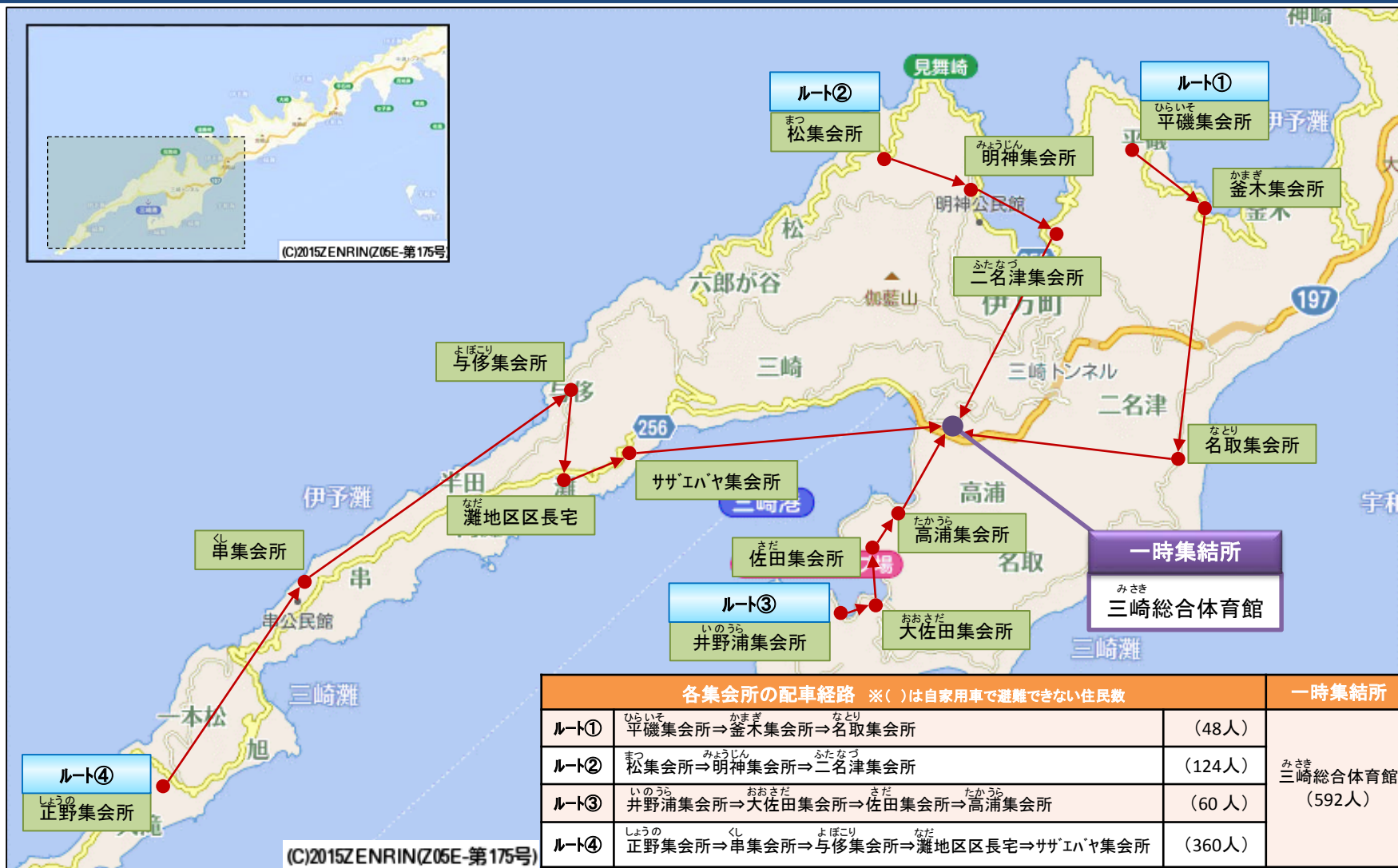
- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 自家用車で松前町の避難経路所（松前公園）へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（瀬戸総合体育館）へ移動。
- 三崎港から海路避難する場合は、一時集結所（三崎小中学校体育館）へ移動。



各集会所の配車経路 ※()は自家用車で避難できない住民数		一時集結所
ルート①	あしなる 足成集会所* ⇒ () ⇒ () ⇒ () ⇒ 高浦地区区長宅	(0人)
ルート②	あげくら 上倉集会所 ⇒ 瀬戸町民センター	(80人)
ルート③	こじま 小島集会所 ⇒ しつ 志津集会所 ⇒ おおえ 大江集会所 ⇒ まつのはま 松之浜集会所	(27人)
ルート④	おおく 大久集会所 ⇒ 瀬戸社会教育会館 ⇒ しおなし 塩成集会所	(191人)
ルート⑤	こうざき 神崎集会所 ⇒ たぶ 田部集会所 ⇒ こうも 高茂消防倉庫 ⇒ 瀬戸アグリピア	(41人)

※足成集会所、佐市集会所は予防避難エリアに位置するため、人数の積算対象外

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、三崎地域内の自家用車で避難できない住民は合計約600人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



5-2. ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

<ケース2における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

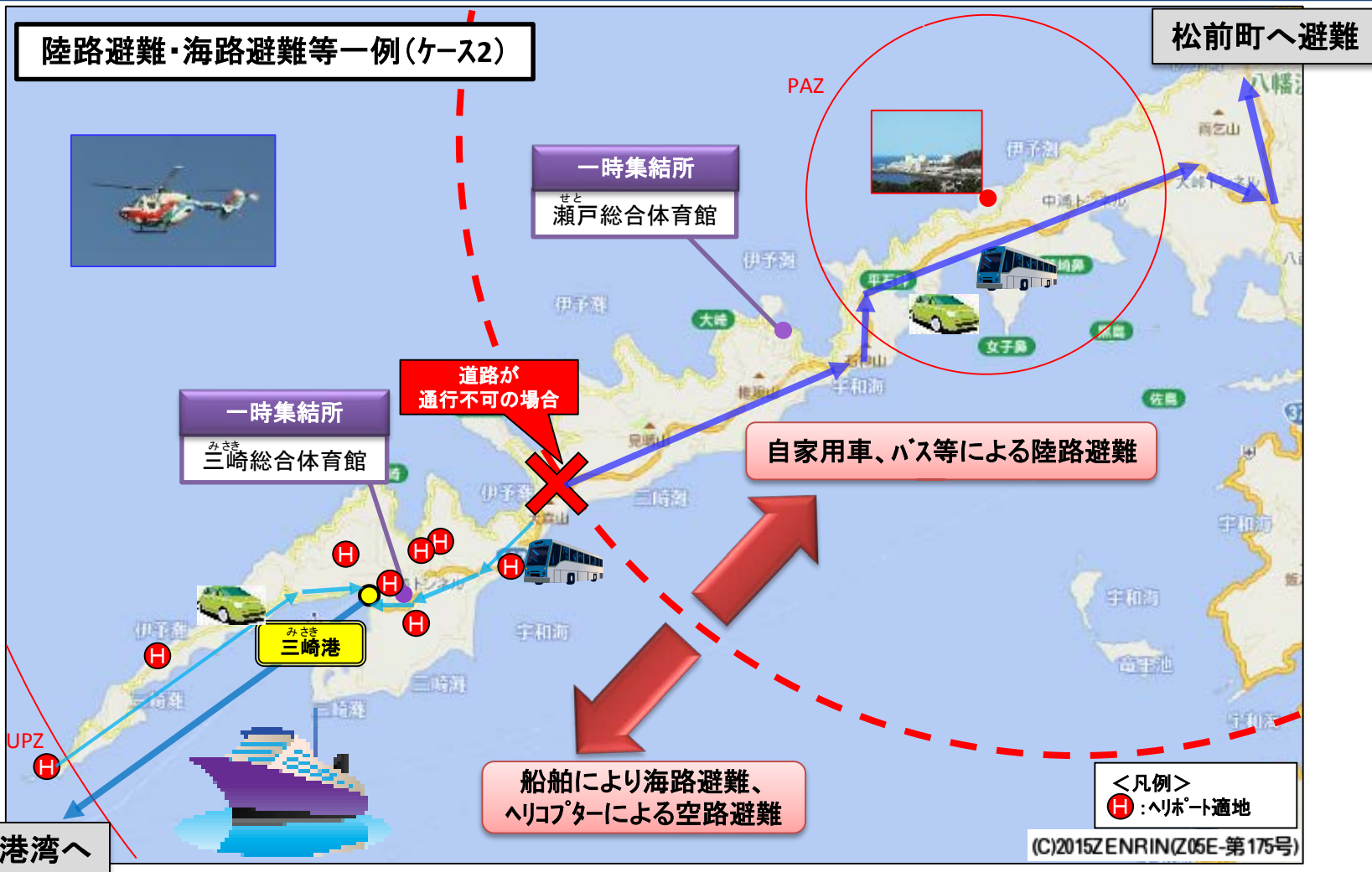
- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施出来る地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施出来ない地域は、船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケ-2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



(ケース2及び3) 大分県における避難先

- 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。

避難ケース例1 (移動距離等を考慮したケース)

受入市町村:
別府市、佐伯市、臼杵市、由布市、日出町

避難ケース例2 (県北地域で受入れるケース)

受入市町村:
中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村

避難ケース例3 (県南沿岸部地域で受入れるケース)

受入市町村:
大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、日出町

避難ケース例4 (内陸部で受入れるケース)

受入市町村:
日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

5-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

＜ケース3における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保が出来る場合

【避難方法】

- ・船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケ-3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



5-4. ケース4（屋内退避）における対応

<ケース4における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
 - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用不可な場合
 - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保が出来ない場合
- ② {
 - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施。

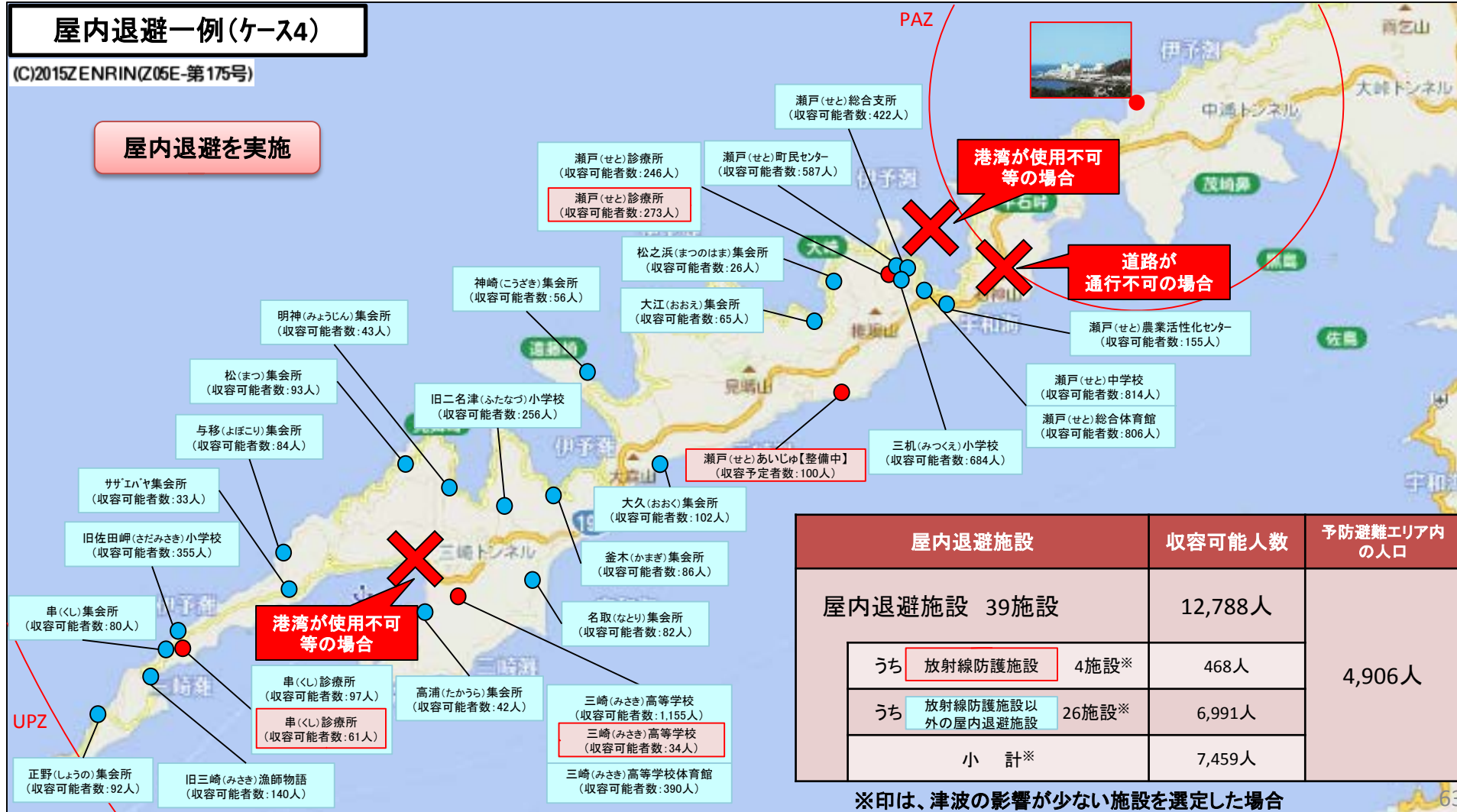
(ケ-ス4) 屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保出来ない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,900人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例(ケース4)

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

屋内退避を実施



- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約330人)は、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約70人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 ^(みつくえ) 小学校	30人	11人	41人
大久 ^(おおく) 小学校	39人	8人	47人
三崎 ^(みさき) 小学校	60人	14人	74人
瀬戸 ^(せと) 中学校	35人	13人	48人
三崎 ^(みさき) 中学校	66人	13人	79人
三崎 ^(みさき) 高等学校	102人	26人	128人
合計(6施設)	332人	85人	417人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 ^(みつくえ) 保育所	21人	8人	29人
川之浜 ^(かわのはま) 保育所	7人	5人	12人
大久 ^(おおく) 保育所	12人	4人	16人
三崎 ^(みさき) 保育所	26人	9人	35人
合計(4施設)	66人	26人	92人

避難準備※1



学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

警戒事態

施設敷地緊急事態

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・屋内退避を実施



引き渡しが出来なかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。

予防避難エリアの医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の屋内退避

- ▶ 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち2施設(瀬戸診療所及び瀬戸あいじゅ)については、放射線防護対策施設である自施設内に屋内退避。残り2施設については、近郊の放射線防護施設に屋内退避。
- ▶ 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護施設に屋内退避。

＜医療機関及び社会福祉施設4施設＞

避難元施設

＜放射線防護施設＞

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	40人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	15人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
4	かざぐるま	認知症対応型共同生活介護	9人

計56人

放射線防護施設

4施設 468人収容可能



瀬戸診療所(273人)、
瀬戸あいじゅ(100人)



三崎高等学校(34人)、
くし申診療所(61人)

()は、収容人数(予定を含む。)

自施設内に
屋内退避

近隣の放射線防護施設に
屋内退避

11人(支援者11人)

自宅で屋内退避を
することにより
健康リスクが高まる者

＜在宅の避難行動要支援者＞



在宅避難行動
要支援者
(160人)





支援者

支援者の同行により避難可能な者(149人(支援者96人))は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。

- 自宅で屋内退避をすることによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護施設は、整備中施設を含めて4施設468人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、468名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。



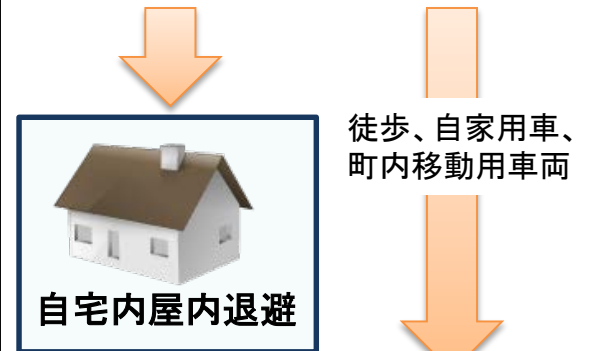
(ケース4) 予防避難エリアの住民の屋内退避

- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。

屋内退避施設(39施設)



	対象住民数
瀬戸地域 (あしなる、さいちを除く)	1,846人
三崎地域	3,060人
合計	4,906人



- 放射線防護施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両（バス等25台、福祉車両21台（ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様30台））を用いて移動。
- 放射線防護施設及び屋内退避施設へは複数回のピストン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で 避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
		931人	66人

※ 学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

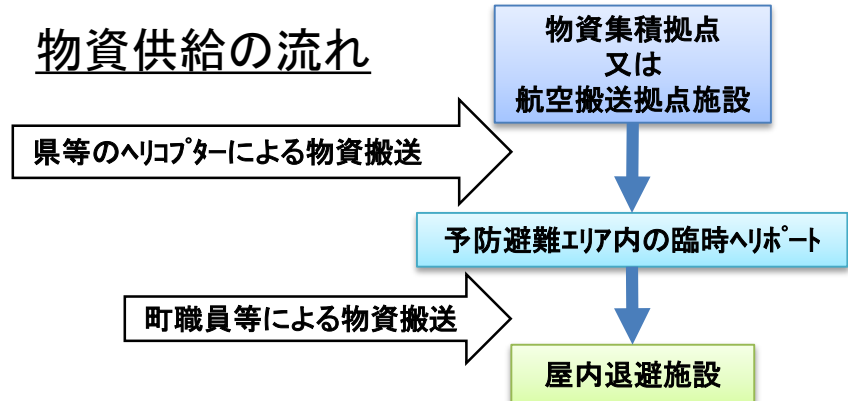
	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	合計493名乗車可能 ピストン輸送を想定
愛媛県			16台	合計32名乗車可能 ピストン輸送を想定
伊方町 <small>いかたちょう</small>	3台			合計121名乗車可能 ピストン輸送を想定
四国電力		8台	11台	合計38名乗車可能 ピストン輸送を想定
合計	25台	11台	30台	

(ケ-14) 予防避難エリアにおける物資供給体制

➤ 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。

- <凡例>
- ◆ : 物資集積拠点 (ヘリコプター発着可)
 - ◆ : 物資集積拠点 (ヘリコプター発着不可)
 - : 航空搬送拠点施設

物資供給の流れ



6. UPZ圏内における対応

<対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、住民の屋内退避が実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

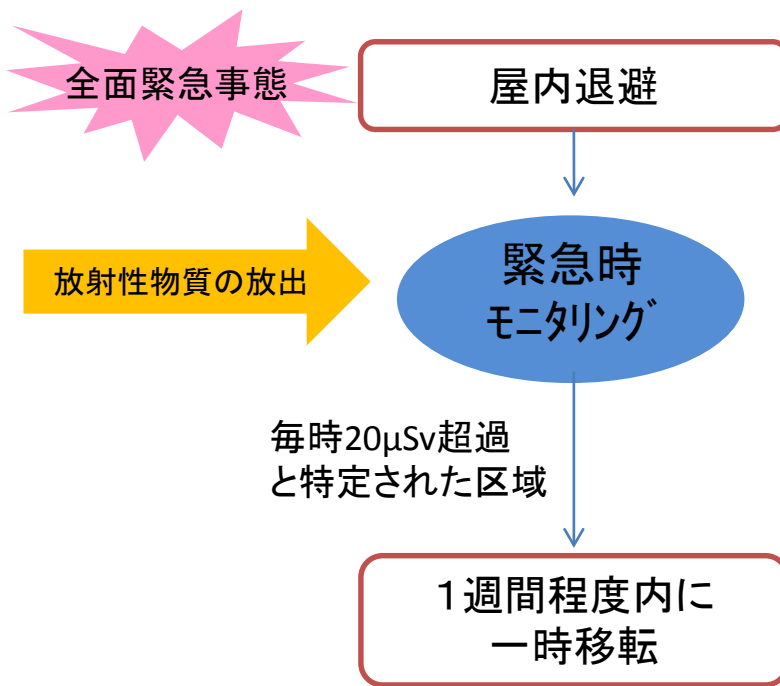
※ UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。

UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内(予防避難エリアについては、状況に応じた多様な防護措置)においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

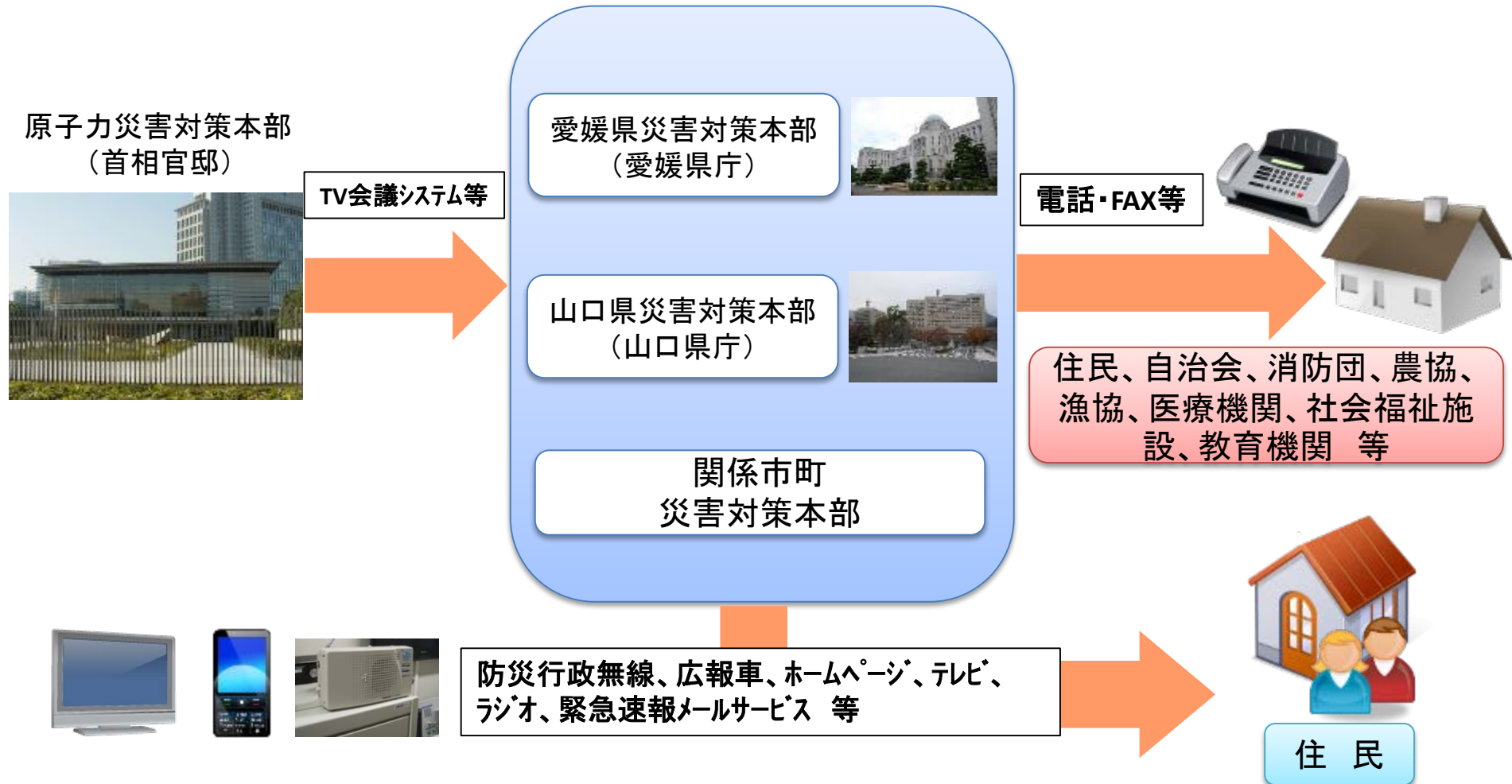
一時移転等に備えた関係者の対応

- 愛媛県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 山口県及び上関町かみのせきちようは、警戒事態及び施設敷地緊急事態で職員を配備して警戒態勢を確保し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 愛媛県内のバス会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 愛媛県内の船会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、旅客船の派遣準備を開始。
- 上関町かみのせきちようは、町定期船の派遣準備を開始。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、愛媛県、山口県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 愛媛県、山口県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ圏内住民の一時移転等①

- ▶ 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、愛媛県、山口県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- ▶ UPZ圏内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ 愛媛県では、第1避難先候補（13市町）に避難を行うが、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき第1避難先候補に避難できない場合は、第2避難先候補（6市町）に避難する。なお、避難受入市町が指定する場合は避難経路所を經由。
- ▶ 上関町かみのせき（八島地区やしま）では、上関町立中央公民館かみのせきに避難を行い、上関町立中央公民館かみのせきに避難できない場合は、上関町民体育館かみのせきに避難する。

県名	市町名 ※()は対象人口	第1避難先候補 ※()は受入可能人数、【 】は避難経路所	第2避難先候補 ※()は受入可能人数
愛媛県	八幡浜市 (36,386人)	松山市(149,069人)【愛媛県総合運動公園】 合計(149,069人)	今治市(21,600人)、上島町(9,341人) 合計(30,941人)
	大洲市 (42,518人)	大洲市内(7,262人)、松山市(149,069人)【愛媛県総合運動公園】 合計(156,331人)	新居浜市(29,879人)、四国中央市(26,665人) 合計(56,544人)
	西予市 (29,225人)	西予市内(11,734人)【乙亥の里】、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,152人)【久万高原グラウンド】合計(46,057人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)
	宇和島市 (4,362人)	宇和島市内(30,626人)、松野町(1,979人)、鬼北町(8,664人)、愛南町(11,877人) 合計(53,146人)	久万高原町(8,152人) 合計(8,152人)
	伊予市 (790人)	伊予市内(15,647人)、松前町(10,758人)【松前公園】 合計(26,405人)	今治市(21,600人)、上島町(9,341人) 合計(30,941人)
	内子町 (121人)	内子町内(14,502人)、東温市(14,272人)、砥部町(11,899人)、久万高原町(8,152人)【愛媛県総合運動公園】 合計(48,825人)	西条市(38,460人) 合計(38,460人)

※上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難

山口県	上関町 (34人)	上関町立中央公民館(150人)	上関町民体育館(220人)
-----	--------------	-----------------	---------------

愛媛県におけるUPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム

- 半径5～30km圏にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,470人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。

①情報周知

愛媛県災害対策本部

①情報提供

④避難先連絡

③受入要請

②受入調整依頼



避難元病院等(予防避難エリアを除く)

避難先病院(県内12市町)

⑤避難の実施

施設数

入院定員

26

2,470人

受入施設数

受入可能人数

98

2,829人

マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施

UPZ圏内の社会福祉施設の避難先

- 半径5～30km圏にある全ての社会福祉施設(104施設3,195人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(22施設155人)は家族への引き渡しを優先。家族への引き渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

<5～30km圏内(予防避難エリアを除く)>

施設区分	施設数	入所定員
救護施設・授産施設	1	70人
児童福祉施設	1	40人
老人福祉・介護保険施設	73	2,623人
合 計	75	2,733人

施設区分	施設数	入所定員
障害福祉施設	29	462人

施設ごとの
避難先を確保

<30km圏外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
3	83人
3	69人
154	2,792人
160	2,944人

※1

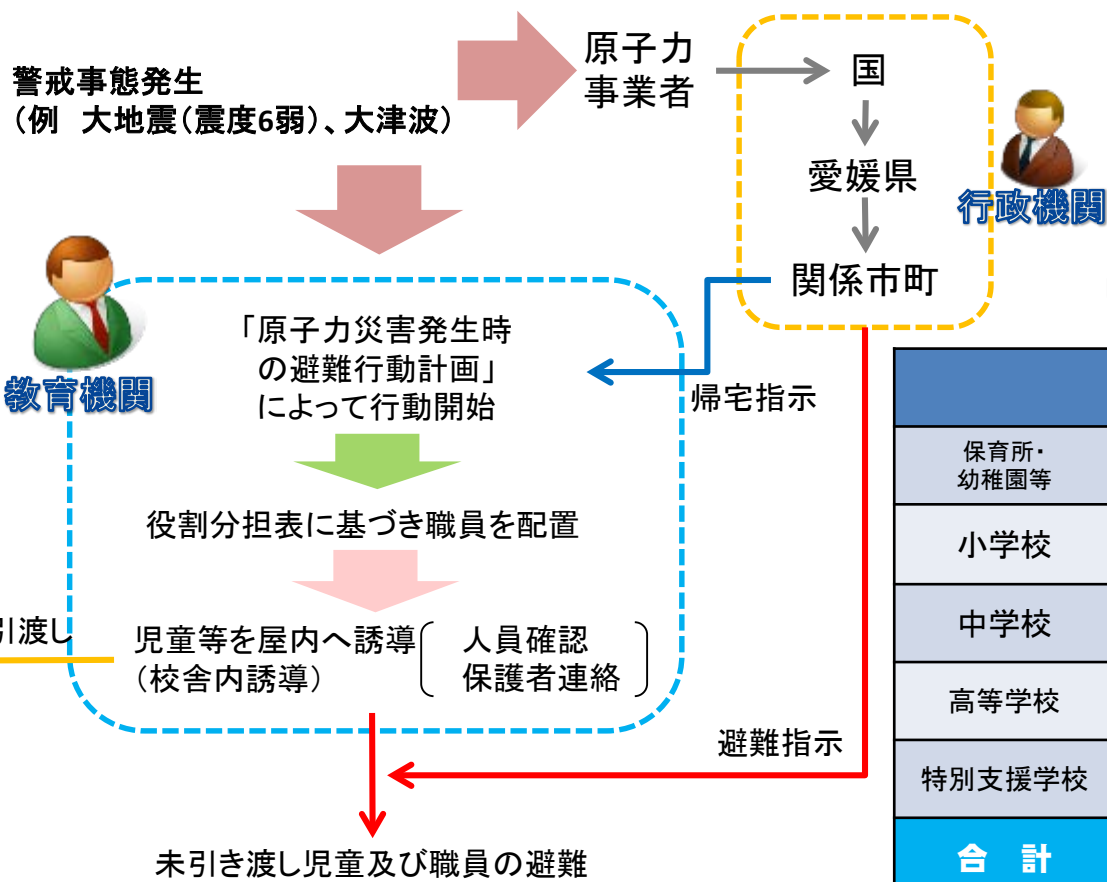
受入施設数	受入可能人数
18	307人

※1: 短期入所、グループホームの一部(22施設155人)は家族への引き渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引き渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

※2: 山口県のUPZ圏内に社会福祉施設は存在しない。

UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しが出来ない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は未引き渡し児童等とともに避難を行う。
- 校長、園長等は随時、市(町)災害対策本部と連携を図る。



UPZ 圏内の教育機関数
(予防避難177を除く)

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	62	3,325人
小学校	44	5,304人
中学校	18	2,857人
高等学校	10	3,235人
特別支援学校	2	186人
合計	136	14,907人

※ 山口県のUPZ圏内に学校・保育所等は存在しない

平成26年5月1日時点

UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。

関係市町災害対策本部

防災行政無線・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

同居者・支援者

協力

在宅避難行動要支援者

一時移転等

移動

避難先

福祉避難所等
(175施設)

UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)
(予防避難エリアを除く)

		5～30Km圏内
愛媛県	やわたはまし 八幡浜市	3,608人(3,608人)
	おおずし 大洲市	1,887人(1,097人)
	せいよし 西予市	1,309人(840人)
	うわじまし 宇和島市	105人(40人)
	いよし 伊予市	9人(7人)
	うちこちよう 内子町	0人(0人)
	合計	6,918人(5,592人)
山口県	かみのせきちよう 上関町	0人(0人)

※1 ()内は支援者有り

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

UPZ圏内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

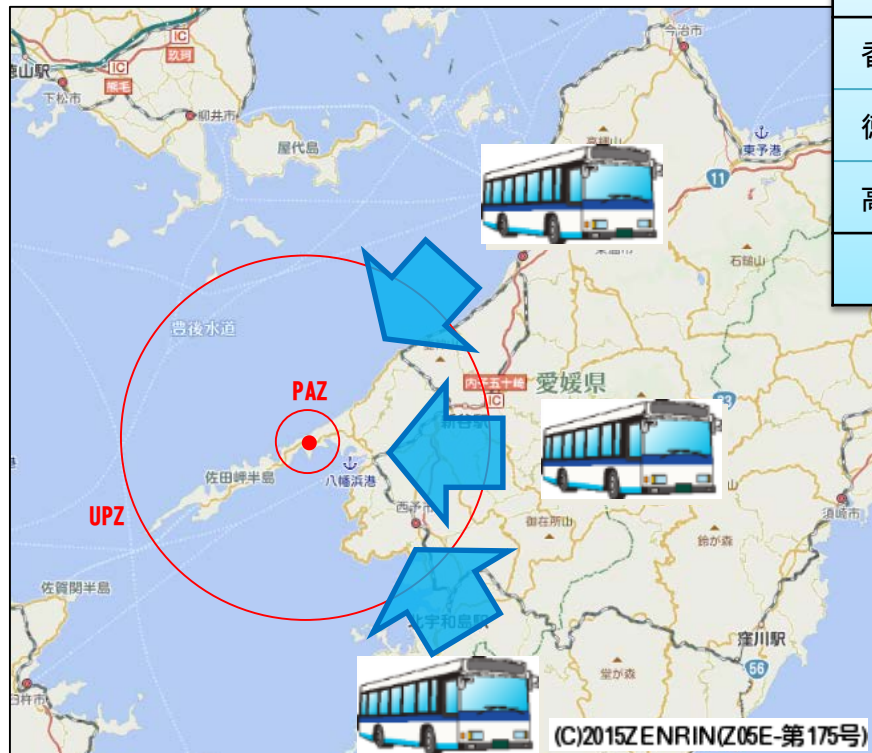
- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

山口県では、上関町が町定期船を輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

愛媛県内のバス会社	保有台数
32社	873台

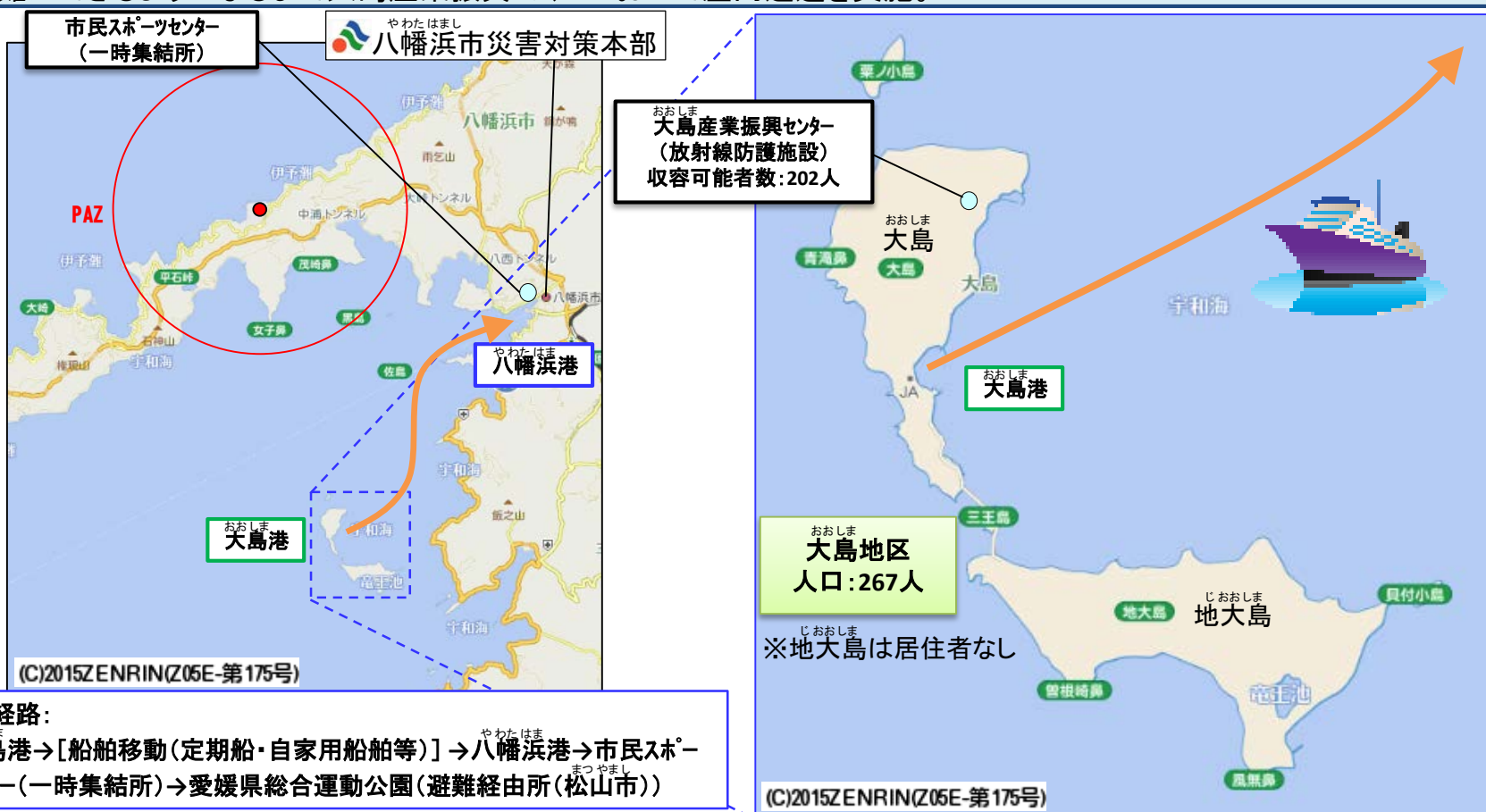
四国各県保有バス台数	
県名	保有台数
香川県	645台
徳島県	511台
高知県	589台
計	1,745台



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

UPZ圏内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護対策施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経路所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センターにおいて屋内退避を実施。



UPZ圏内における離島（愛媛県宇和島市嘉島）の防護措置

- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2名を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（一時避難所）において屋内退避を実施。

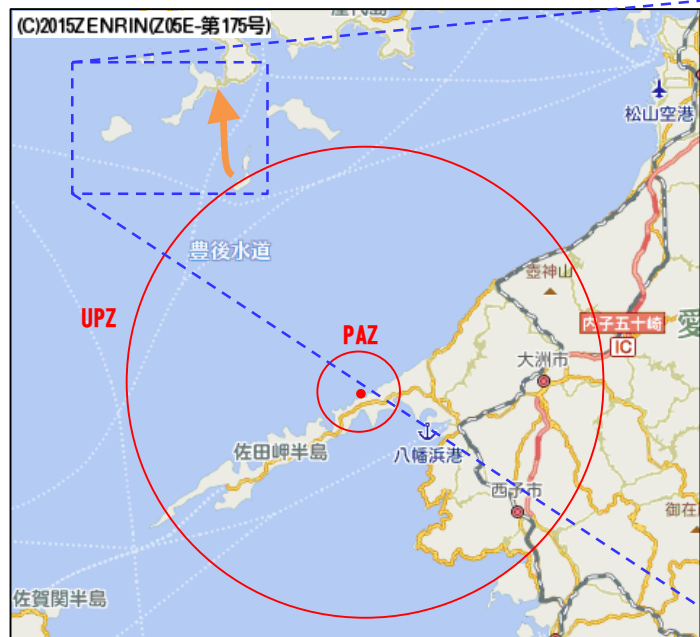


避難経路:
 嘉島港（一時集結所）→[船舶移動（定期船・自家用船舶、宇和島市公用船等）]→宇和島港→三間町公共施設（避難先施設）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）に支援を要請

UPZ圏内における離島（山口県上関町八島）の防護措置

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町立中央公民館（島外避難所）に町職員2名1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町立中央公民館へ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。



避難経路:

やしま 八島ふれあいセンター（島内集合場所）→ やしま 八島港 →

[船舶移動(かみのせき丸)] → むろつ 室津港 → かみのせきちょう 上関町立中央公民館（島外避難所）

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

㉞ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）

【対象】
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
【応援内容】

- ①物資及び資機材の提供
- ②施設、設備及び機器の使用又は貸与
- ③職員の派遣
- ④試験検査等の実施その他の役務の提供
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

㉞ 愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県がサイトセンターへの山口県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

㉞ 愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）

【応援内容】

- ①連絡通報について
- ②情報交換会の開催等について
- ③愛媛県がサイトセンターへの大分県職員の受入れについて
- ④原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

㉞ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉞ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉞ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉞ 九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉞ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉞ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



7. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ圏内及び予防避難エリア防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

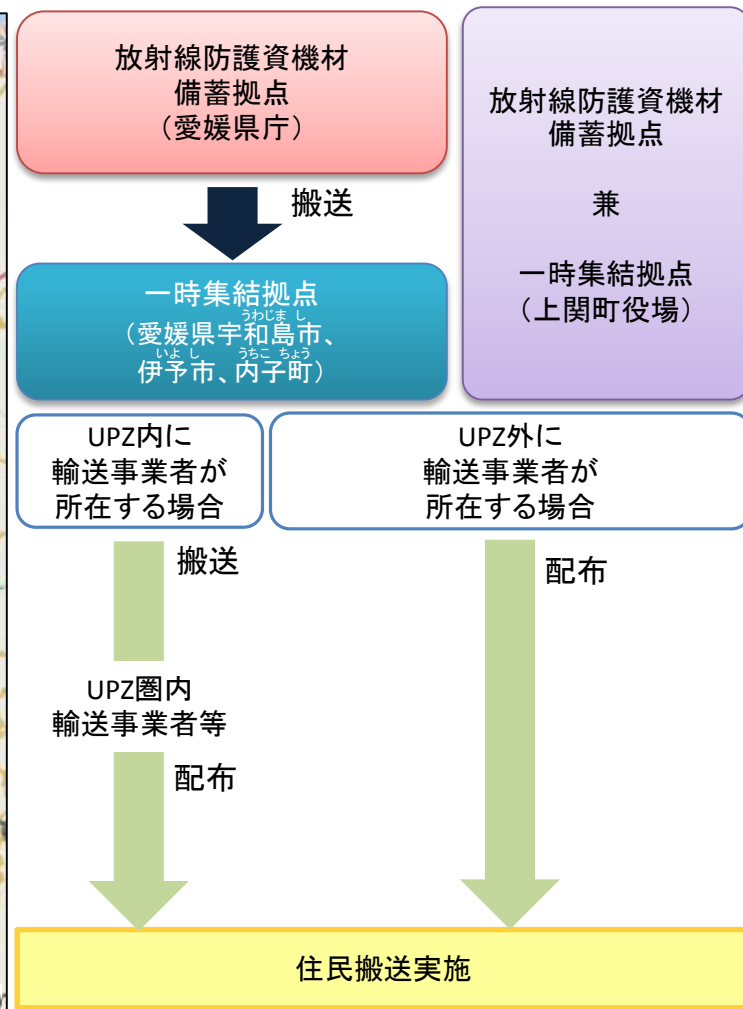
- 愛媛県は、伊方町のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

UPZ圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- 愛媛県では、UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布（UPZ圏内の輸送事業者等には個別に配布）。
- 山口県では、放射線防護資機材備蓄拠点である上関町役場^{かみのせきちよう}において配布を実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

愛媛県及び山口県の関係市町における行政備蓄

- 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	愛媛県関係市町								山口県関係市町	
	愛媛県	いかたちょう 伊方町	やわたはまし 八幡浜市	おおずし 大洲市	せいよし 西予市	うわじまし 宇和島市	いよし 伊予市	うちこちょう 内子町	山口県	かみのせきちょう 上関町
乾パン (缶)	—	9,600	1,200	3,400	—	1,100	240	220	—	—
アルファ米等 (食)	—	20,000	4,400	2,400	7,200	15,450	1,500	2,100	—	300
飲料水 (リットル)	—	4,500	6,900	10,600	11,100	24,300	2,000	3,100	—	300
毛布 (枚)	4,500	2,000	700	600	5,300	600	500	600	4,500	40
簡易トイレ (セット)	50	50	3	240	120	42	310	12	—	600※3

※1: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2: 上記の数量は、現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3: 上関町が備蓄する簡易トイレは、使い捨てタイプ。

愛媛県及び山口県における行政備蓄

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、愛媛県及び山口県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

愛媛県

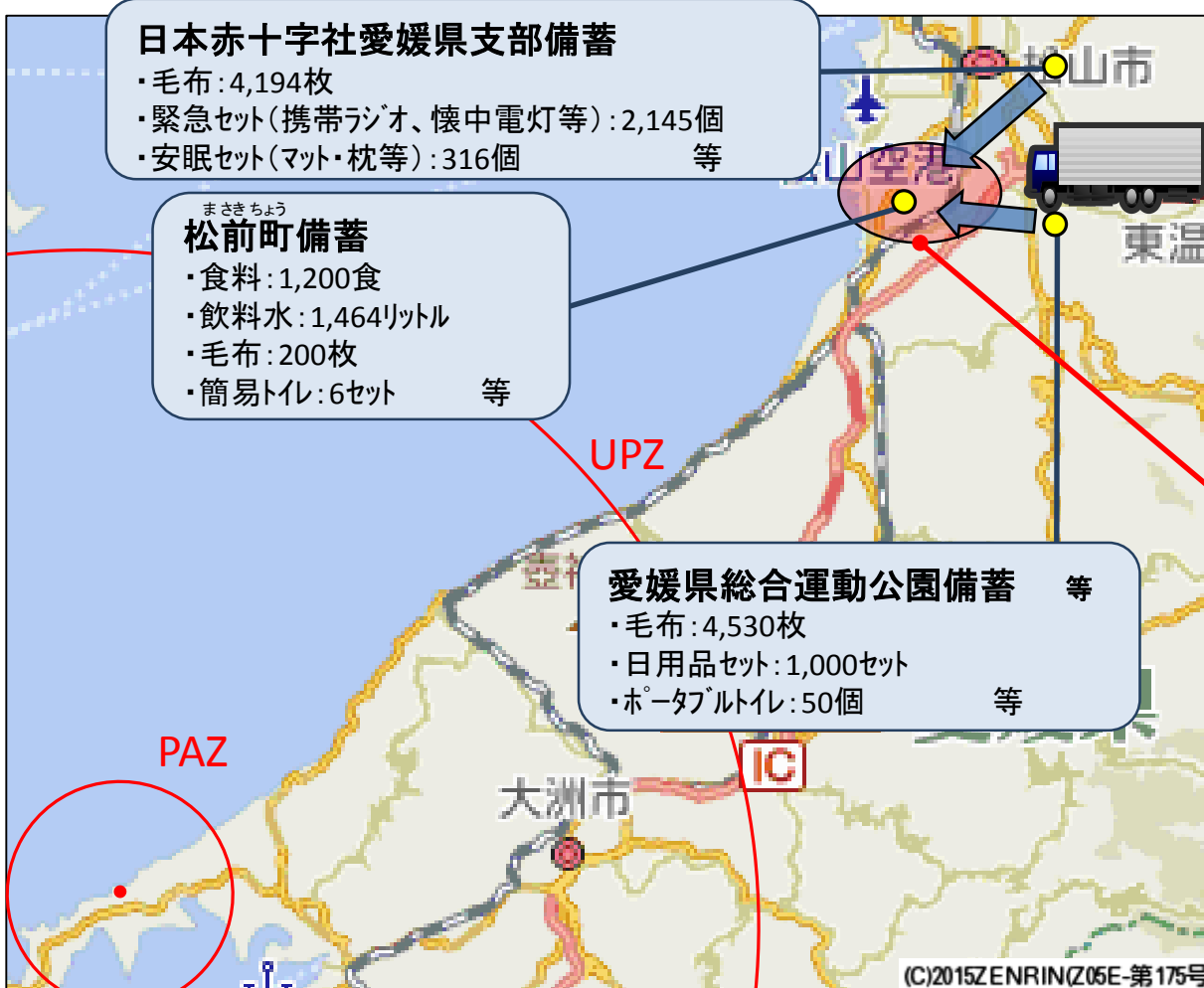
協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(株)ひめリス、(株)あいしよく、(株)四国シキマパン、四国ココロラボトリング(株)、大塚食品(株)、(株)光藤、(一社)愛媛県生活衛生同業組合連合会、愛媛県パン協同組合、全日本パン協同組合連合会中四国ブロック、(株)伊予鉄高島屋、(株)松屋三越、(株)フジ、DCMダイキ(株)、NPO法人コム災害対策センター、愛媛県生活協同組合連合会、サークルケイ四国(株)、サンクス西四国(株)、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、イオンリテール(株)、(一社)愛媛県LPガス協会
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	愛媛県石油商業組合
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	(一社)愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

山口県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	山口農協直販(株)、山口県パン工業共同組合、山口県乳業共同組合、生活協同組合コープやまぐち、(株)下関大丸、マックスバリュ西日本(株)、(株)丸久、(公財)山口県学校給食会、(株)セブンイレブンジャパン、(株)ローソン、(株)イスマ、(株)ナフコ、(株)ジュンテンドー、NPO法人コム災害対策センター、(株)ファミリーマート、(株)フジ、(株)伊藤園、日本果実工業(株)、(一社)山口県LPガス協会
災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等への支援	山口県石油商業組合
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県トラック協会

PAZ圏内及び予防避難エリア避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ圏内及び予防避難エリアからの避難住民約10,500人の受入れ時には、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社愛媛県支部に備蓄された物資(生活用品等)を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 愛媛県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



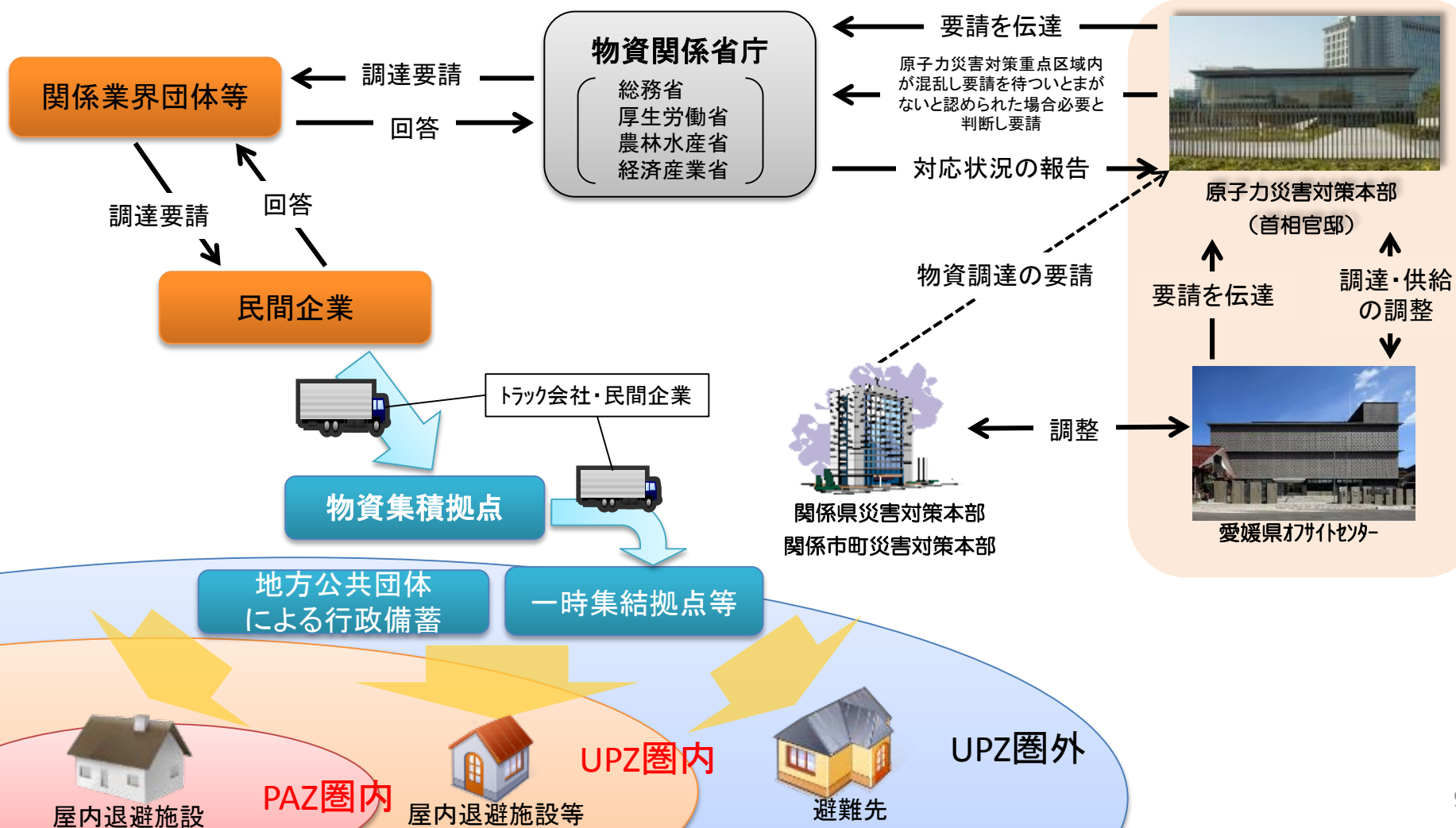
PAZ・予防避難エリア住民避難先

種類	施設名	避難受入人数
広域避難所	まさき 松前公園体育館	997人
	まさき 松前小学校	1,469人
	まさき 松前中学校	1,422人
	いよ 北伊予小学校	948人
	いよ 北伊予中学校	826人
	おかだ 岡田小学校	1,073人
	おかだ 岡田中学校	1,073人
	いよ 県立伊予高校	949人
	健康増進センター	273人
	まさき 松前総合文化センター	541人
	東公民館	430人
	西公民館	383人
	北公民館	374人
合計		10,758人

(※) 物資備蓄数は概数

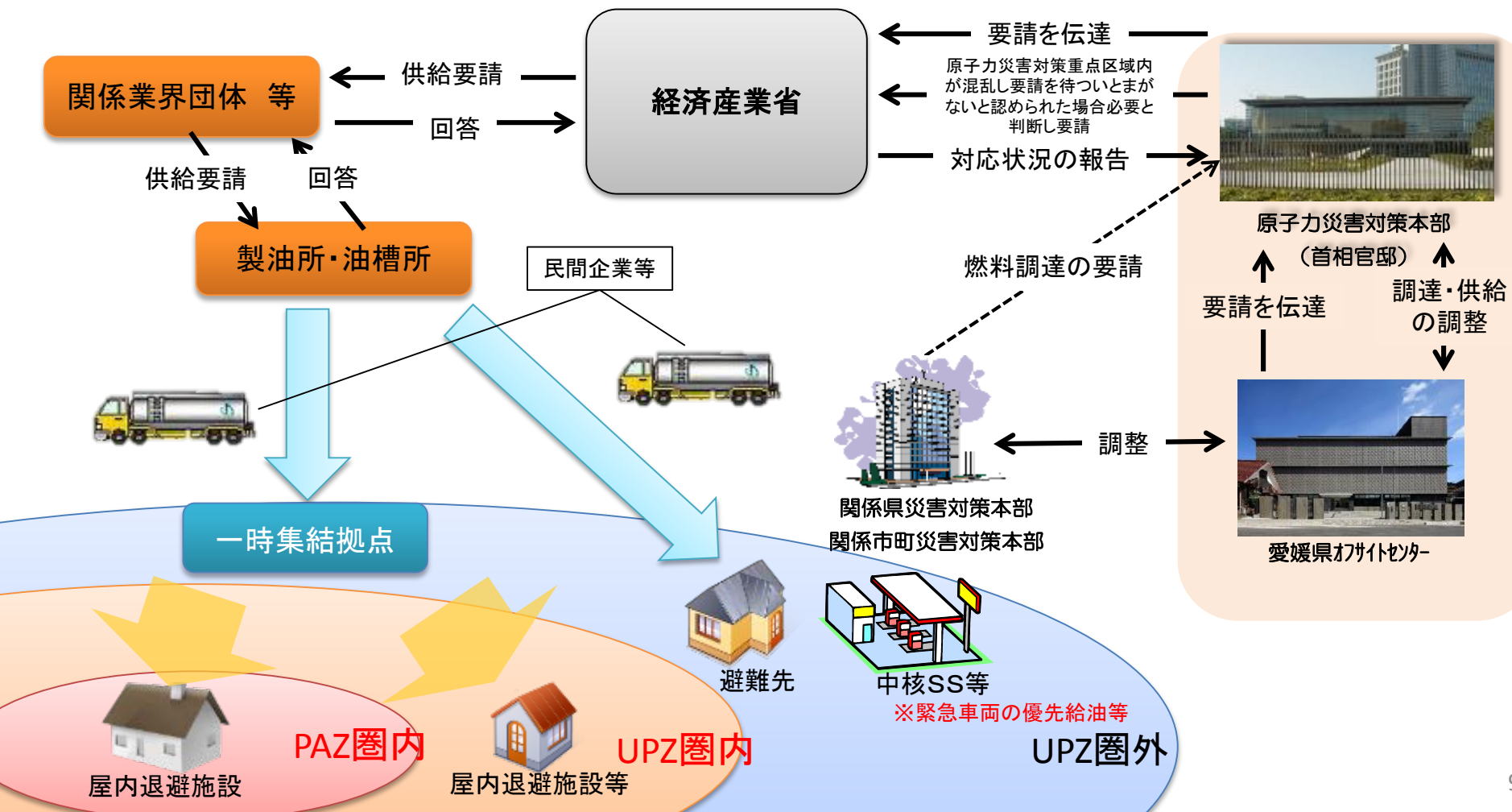
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

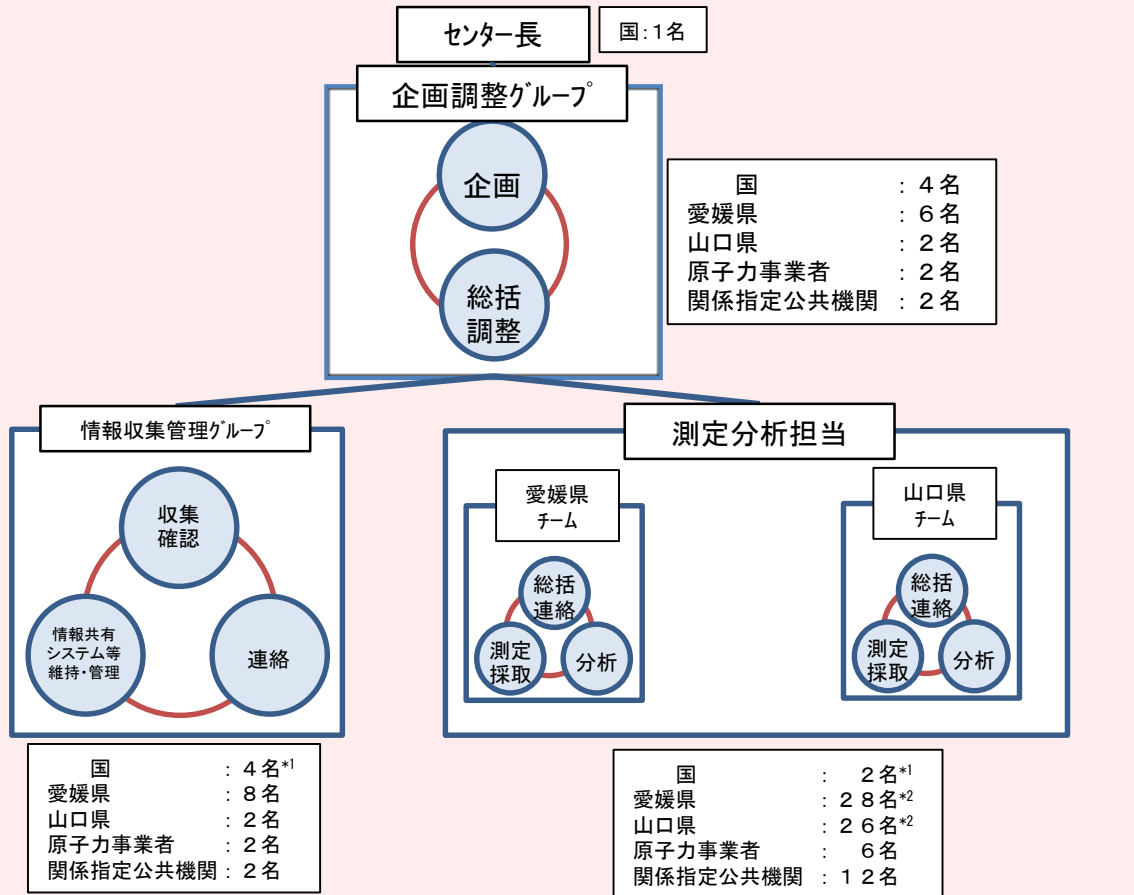
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、p.93の体制に基づき実施。

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを愛媛県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置する。
- 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に1名を配置し、緊急時モニタリング体制強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 構成員は交代要員を含む

*1 国から委託を受けた民間の機関含む *2 愛媛県・山口県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

➤ モニタリングステーション及びモニタリングポスト

- ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定

※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施

- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【19台】
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ
(可搬型)



可搬型モニタリングポスト【10台】
(常設)



モニタリングカー【1台】



モニタリング資機材例
(サーバイメータ、非常用電源等)



放射線測定通信端末

▶ モニタリングステーション

やしま

- ・UPZ圏内に含まれる八島にモニタリングステーションが設置されており、放射線量等を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを平成27年度中に配備



モニタリングステーション【1台】



非常用発電機装備(モニタリングステーション)



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ

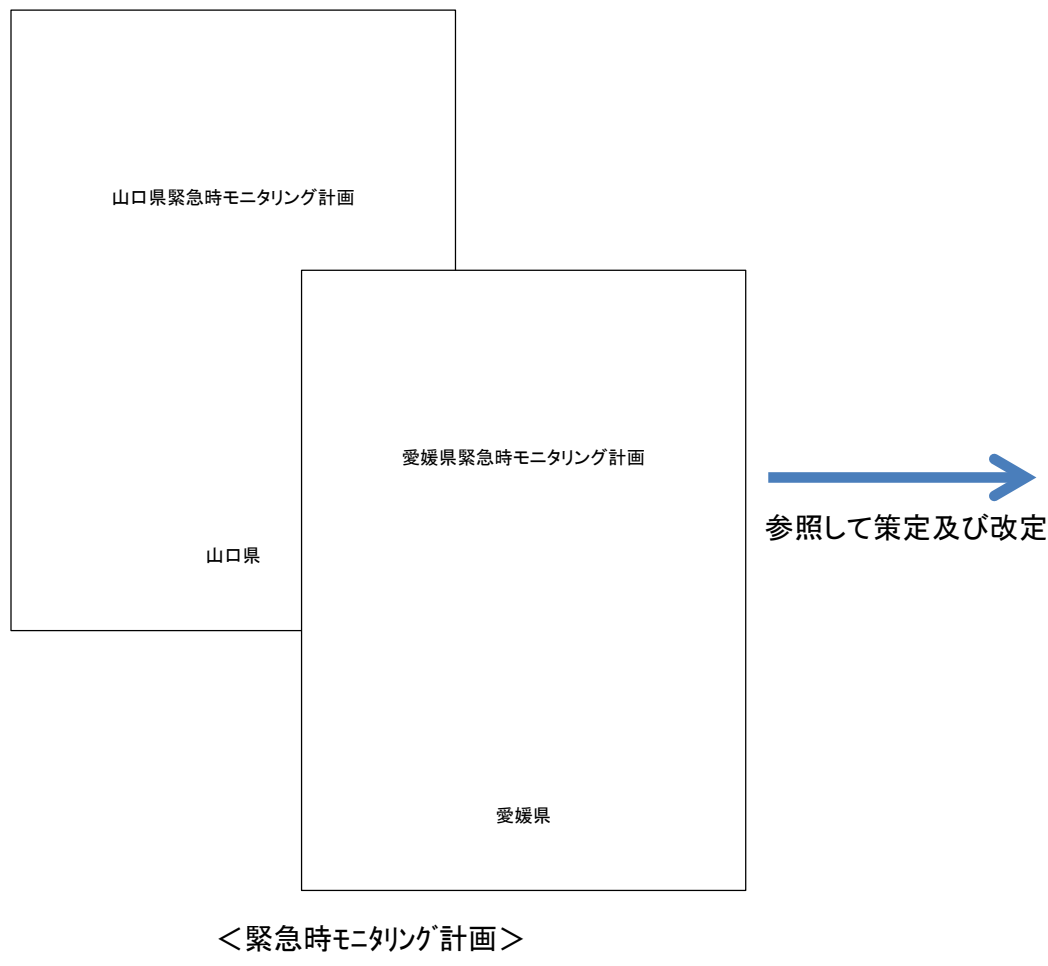


電離箱式サーベイメータ



GM管式サーベイメータ

- 愛媛県及び山口県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



緊急時モニタリング実施計画(例)

- 【記載する項目の例】
- <実施項目>
例)
○モニタリングの継続
○固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
○必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
○モニタリングカーによる測定の実施
○ヨウ素サンプラーの設置・測定
○飲食物中の放射性核種濃度の測定 等
- <実施主体>
例)
○緊急時モニタリングセンター(測定分析グループ)
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等
- <情報共有／報告の体制>
- <注意事項> 等
- 【その他添付資料等の例】
○測定項目一覧
○地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	242台	27台
原子力事業者	42台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

➤ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポストの値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されることとなっているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

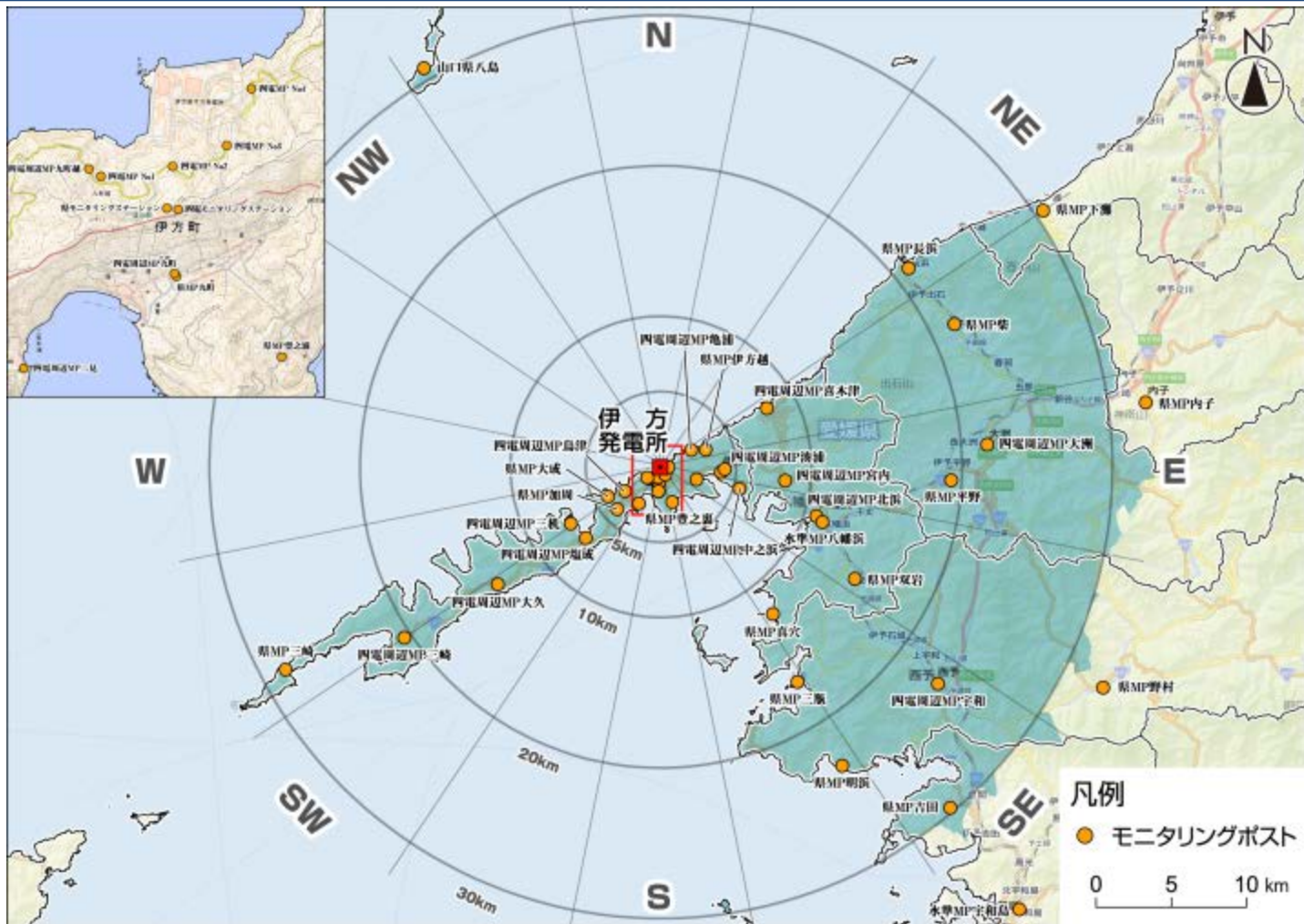


図 伊方地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

四国電力による緊急時モニタリング

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計5台)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ・モニタリングステーション(1台)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化する
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型代替モニタを別途配備(5台)
- 可搬型モニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタ(4台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
 - ・緊急時においてモニタリングできるよう、モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両を配備



モニタリングステーション等【5台】



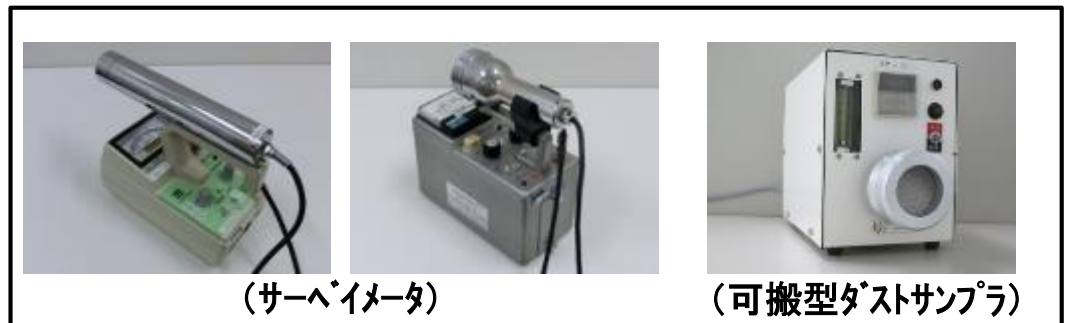
可搬型代替モニタ【5台】、可搬型モニタ【4台】
(無線による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



サーベイメータ等を搭載した車両【3台】



(サーベイメータ)

(可搬型ダストサンプラ)

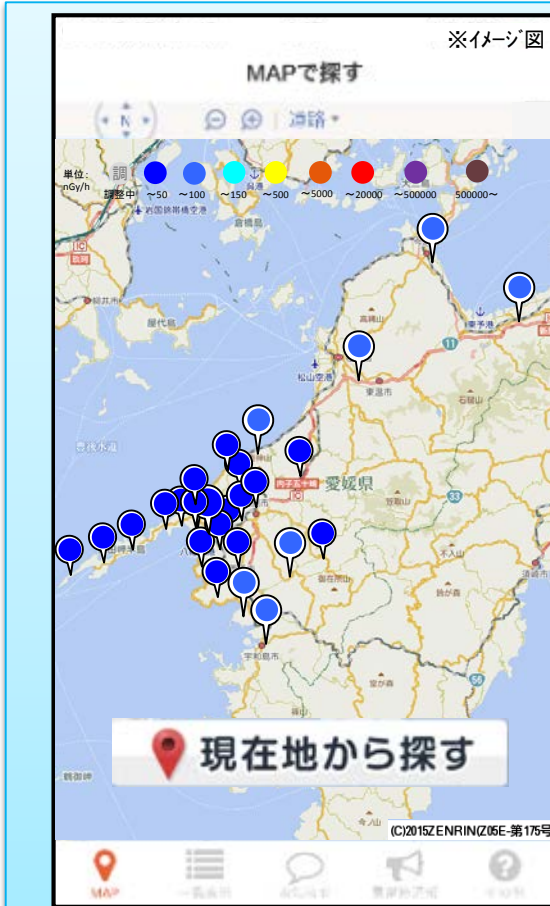
車両に搭載するサーベイメータ等の例

愛媛県によるスマートフォンを用いたモニタリング情報の伝達

- 愛媛県では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載している環境放射線データを、スマートフォン用アプリを活用してリアルタイムで住民へ伝達。
- GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングポストを抽出することが可能。



スマートフォン用アプリ



- ※1: 測定線量により、各ポイントの色が変化。マップは拡大・縮小が可能。
- ※2: 今年度中に山口県をはじめ周辺県の環境放射線データ測定結果を表示予定。
- ※3: 上記図は、スマートフォン用アプリ画面のイメージ図。

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 愛媛県及び伊方町では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。平成27年8月24日現在、約3,500人に配布しており、今後も継続して説明会を複数回実施し、配布を行う。また、常設相談窓口を通じても配布を実施。



避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、愛媛県は計34箇所の施設に合計約890,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を、山口県は計2箇所の施設に合計2,000丸の丸剤と25gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は、愛媛県は備蓄場所より一時集結所等(計77箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を、山口県は備蓄場所より救護所等に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

安定ヨウ素剤備蓄場所

愛媛県:34箇所

山口県:2箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等(計77箇所)

伊方町:4箇所

八幡浜市:31箇所

大洲市:24箇所

西予市:11箇所

宇和島市:5箇所

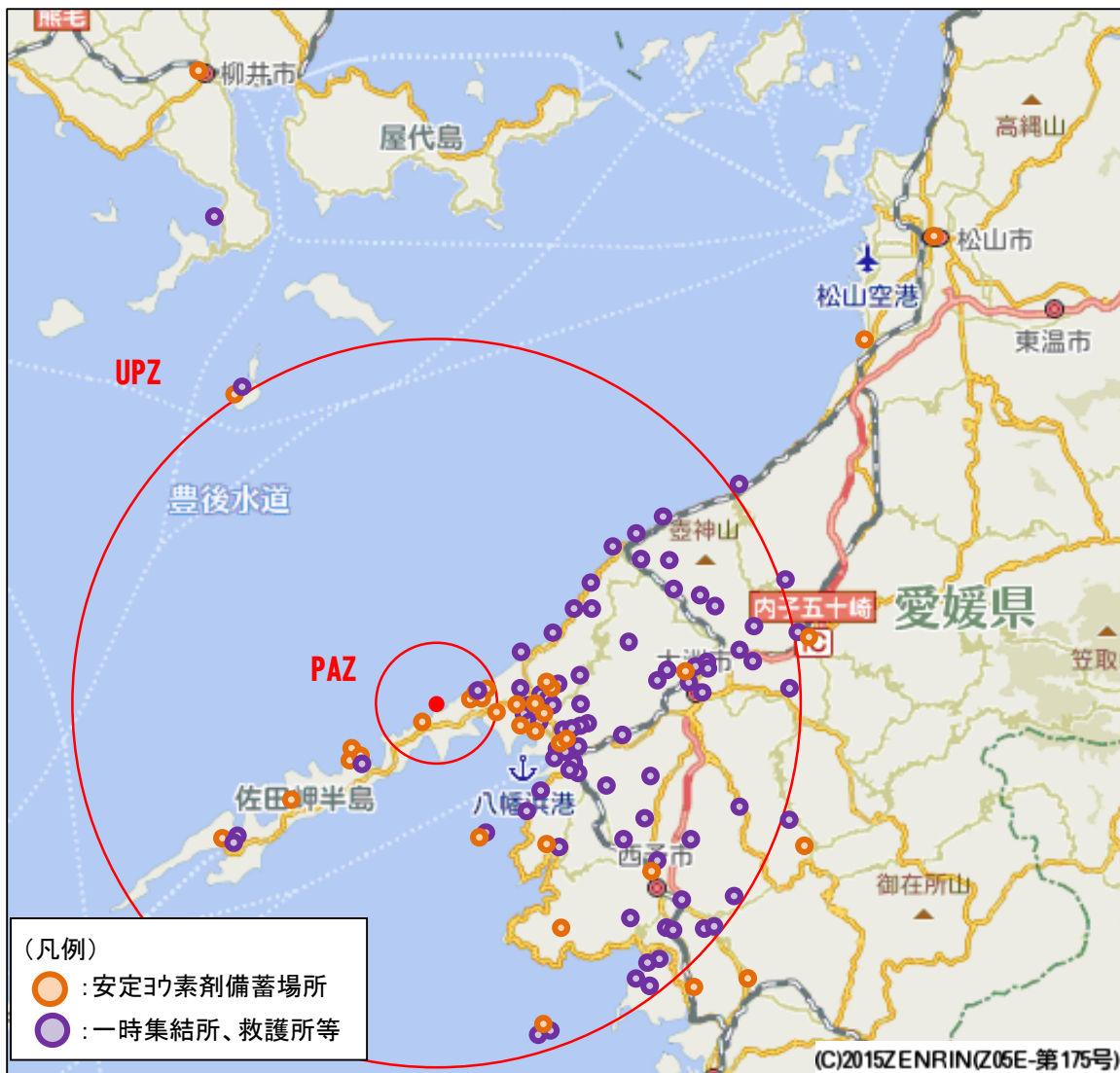
伊予市:1箇所

内子町:1箇所

救護所等(計2箇所)

上関町:2箇所

※:安定ヨウ素剤備蓄場所と一時集結所、救護所等が一部で同施設内に存在



愛媛県及び山口県の避難退域時検査場所の候補地

➤ 愛媛県及び山口県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

検査場所通過する避難元市町 愛媛県 (12箇所)

検査場所	避難元市町
三崎港※1	いかたちょう※2 伊方町
観光交流施設 佐田岬はなはな※1	
しもなだ運動公園	いかたちょう※2 やわたはまし 伊方町※2、八幡浜市、 大洲市、伊予市
うちこちやう うちこ 内子町役場内子分庁舎	おおずし せいよし 大洲市、西予市、 八幡浜市、内子町
にいや 新谷公民館	おおずし 大洲市
すげた 菅田公民館	
おおなる 大成ふれあい広場	おおずし 大洲市
清流の里 ひじかわ	やわたはまし せいよし 八幡浜市、西予市
のむら 野村ダム駐車場・ ほわいとファーム	
みま コスモスホール三間	うわじまし 宇和島市
うちこ 内子PA	やわたはまし おおずし 八幡浜市、大洲市
いよなだ 伊予灘SA	

※1:「三崎港」、「観光交流施設佐田岬はなはな」は、三崎港から海路避難を実施する際に使用

※2:伊方町は、PAZ及び予防避難エリアに位置するが、放射性物質放出後に避難を実施した住民は、当該検査の対象

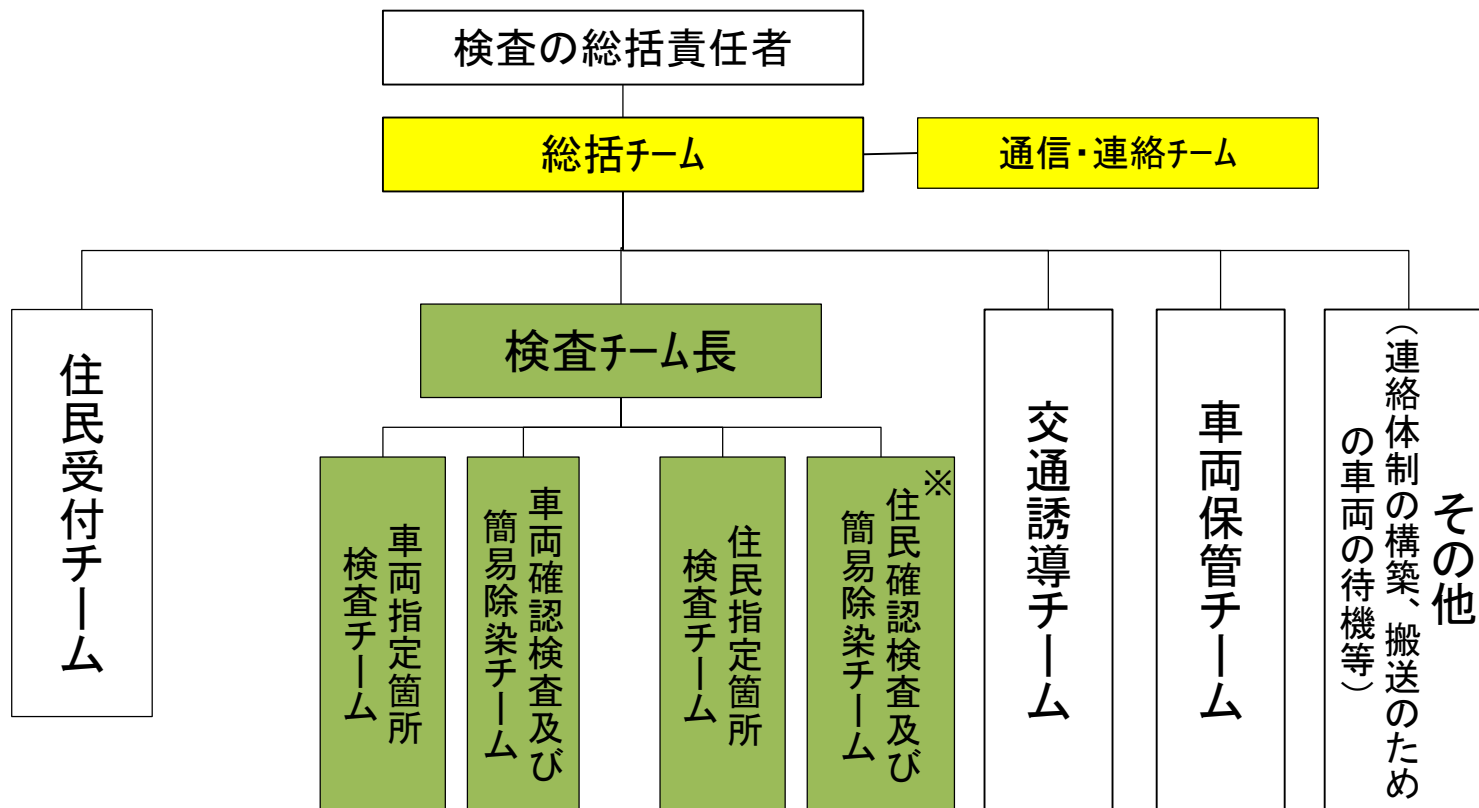
山口県 (1箇所)

検査場所	避難元市町
かみのせきちやう 上関町立中央公民館	かみのせきちやう 上関町



- 避難退域時検査場所は、愛媛県、山口県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

放射線医学総合研究所による協力体制

- 放射線医学総合研究所(千葉市)は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFCに専門家、救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施。

オフサイトセンター
(OFC)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



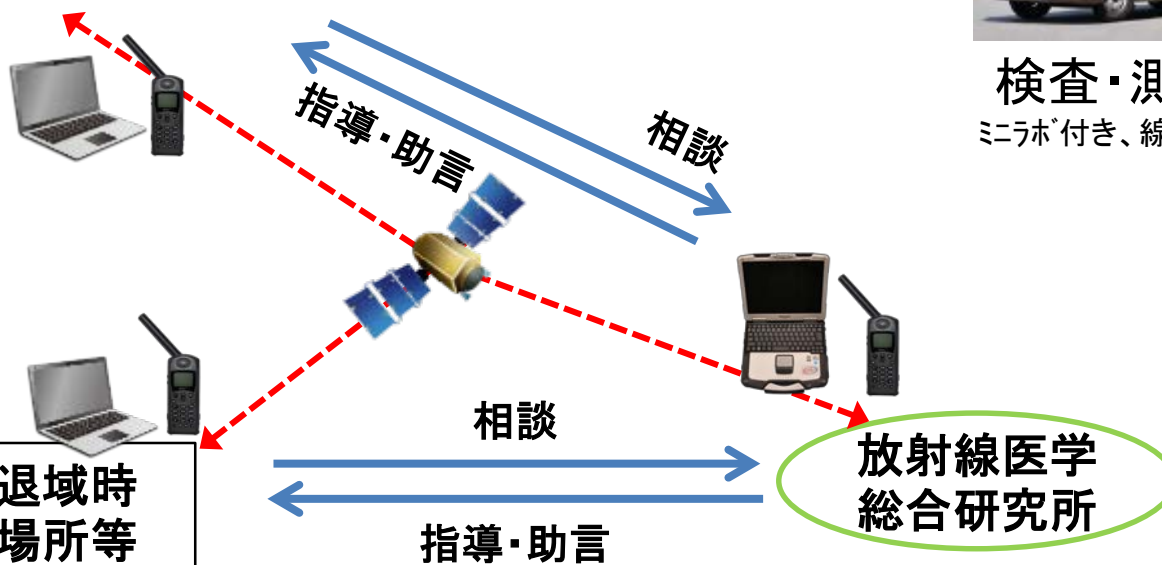
支援車
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査・測定車
ミラボ付き、線量評価測定



大型救急車
患者搬送



2011.03 福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



- ▶ 日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



※平成23年東日本大震災時における
日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



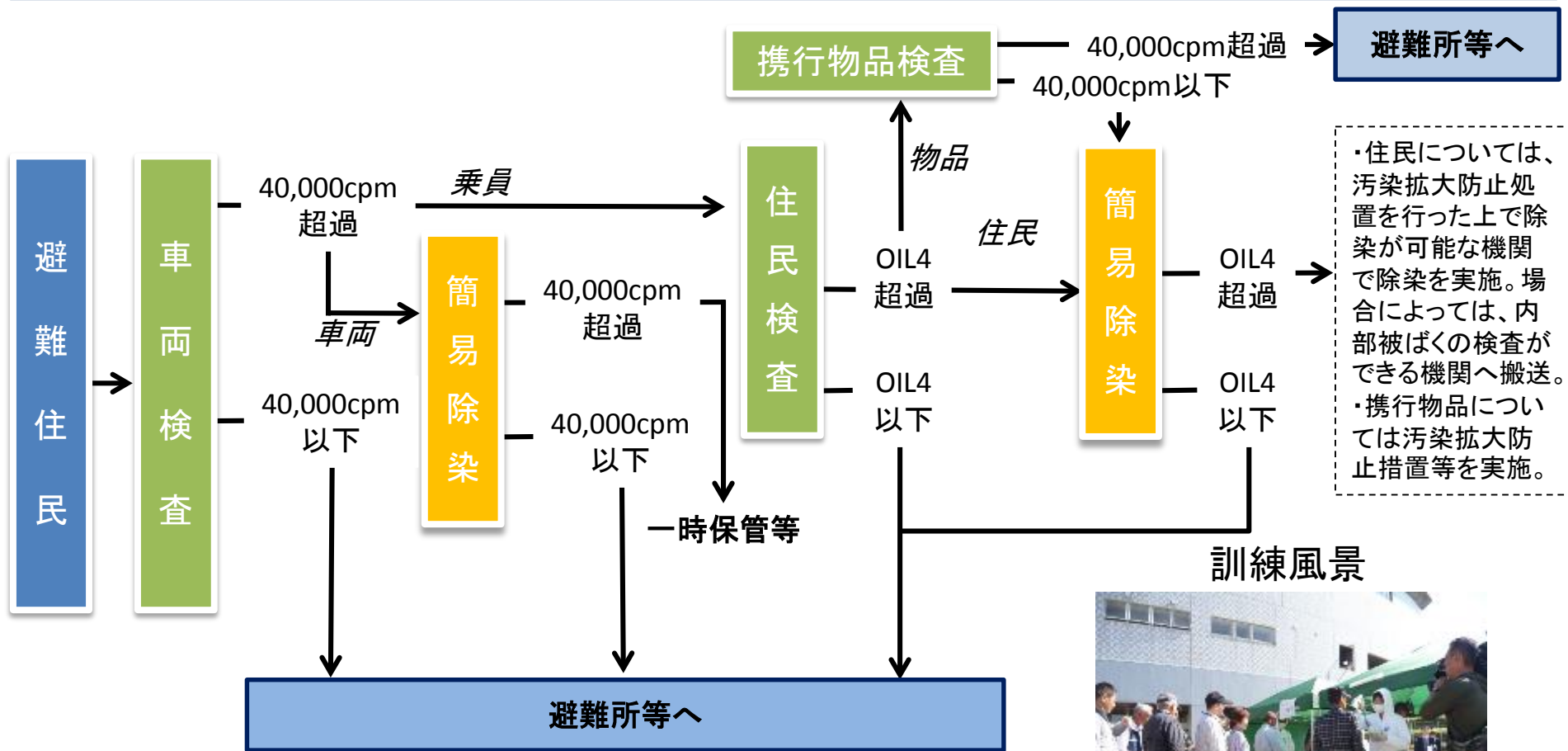
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本加-

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



訓練風景



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

被ばく医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

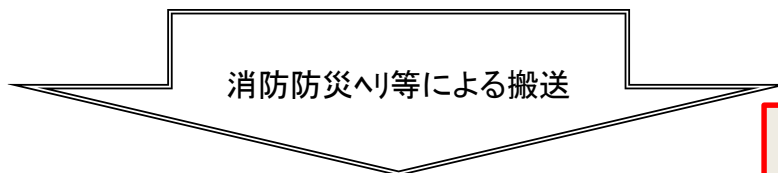
- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等



二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、三次被ばく医療機関へ搬送



三次被ばく医療 【広島大学(、放射線医学総合研究所)で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療

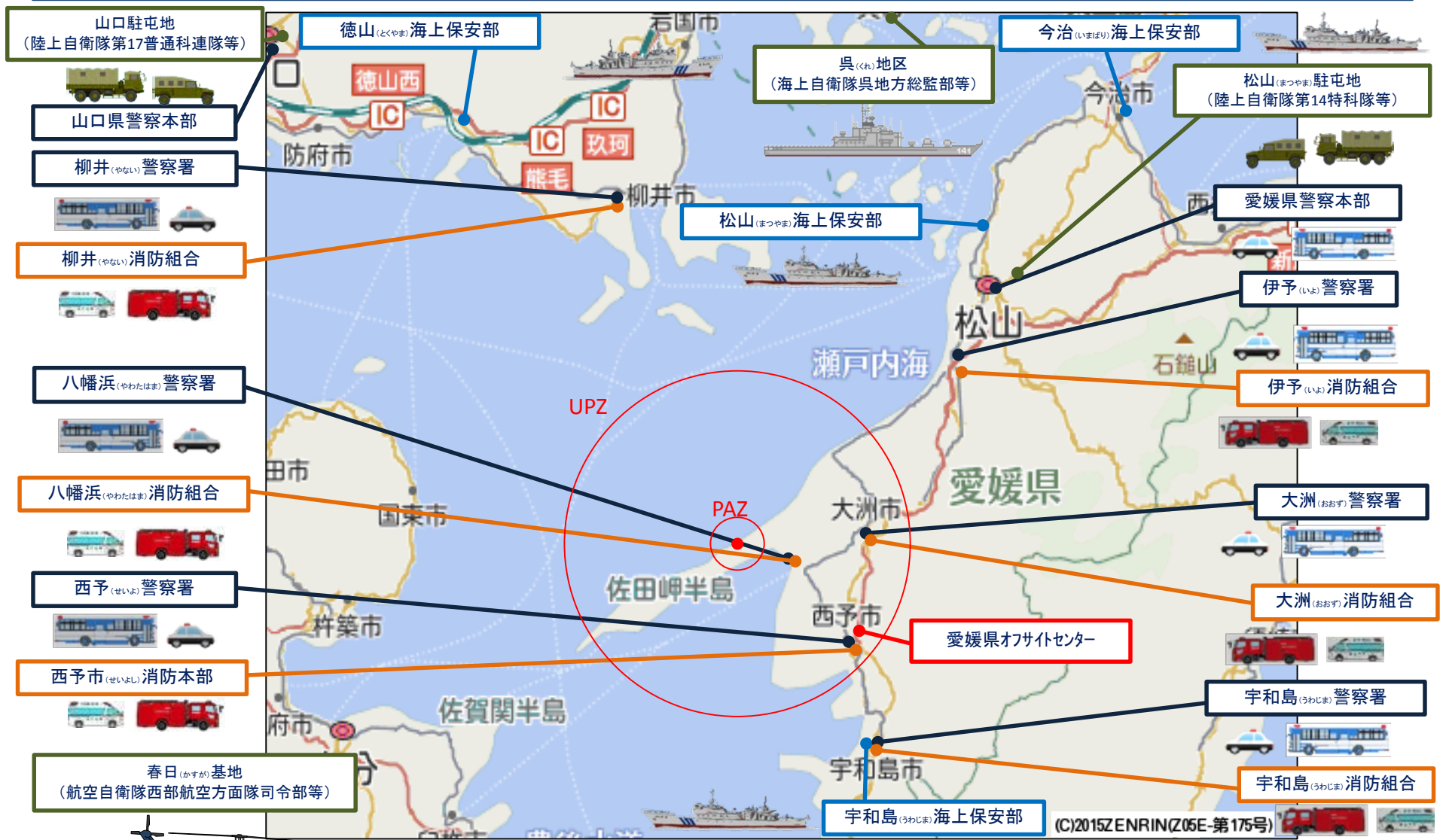


※平成27年8月の原子力災害対策指針改正を踏まえ、今後計画的に体制を強化していく。

10. 国の実動組織の支援体制

伊方地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を必要に応じて実施。



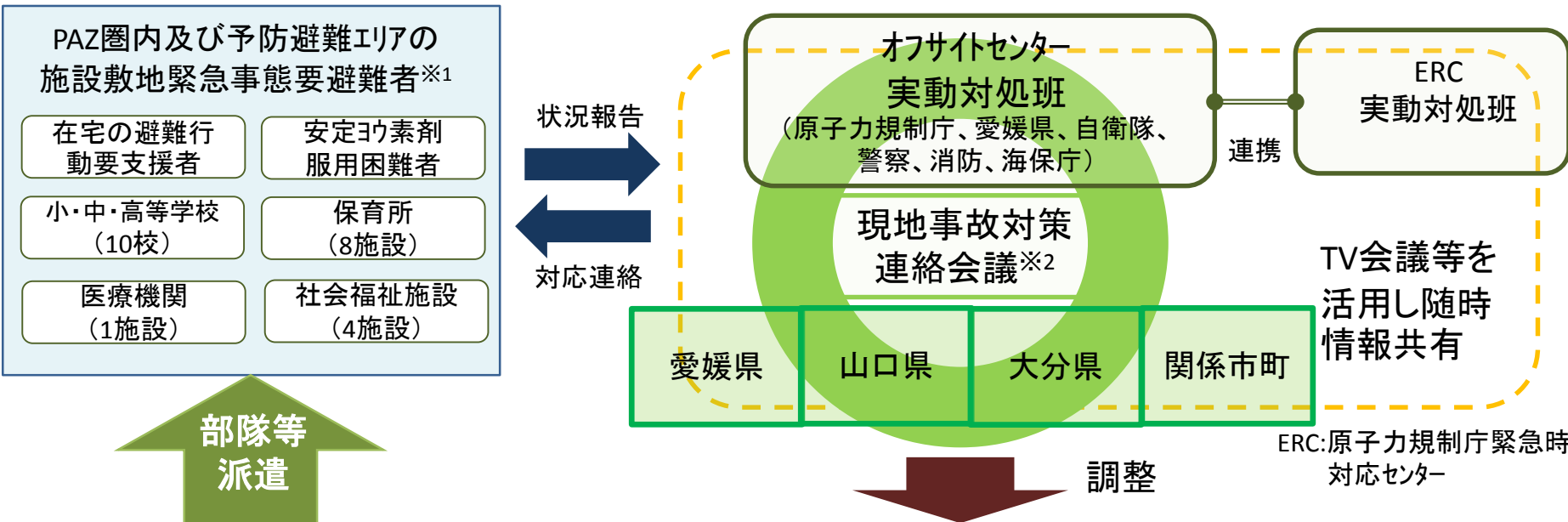
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、愛媛県、山口県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点でPAZ圏内及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
→ 不測の事態における愛媛県、山口県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



<自衛隊>
陸上自衛隊中部方面隊
海上自衛隊呉地方総監部
航空自衛隊西部航空方面隊

<警察>
愛媛県警察
山口県警察
四国管区警察局
中国管区警察局

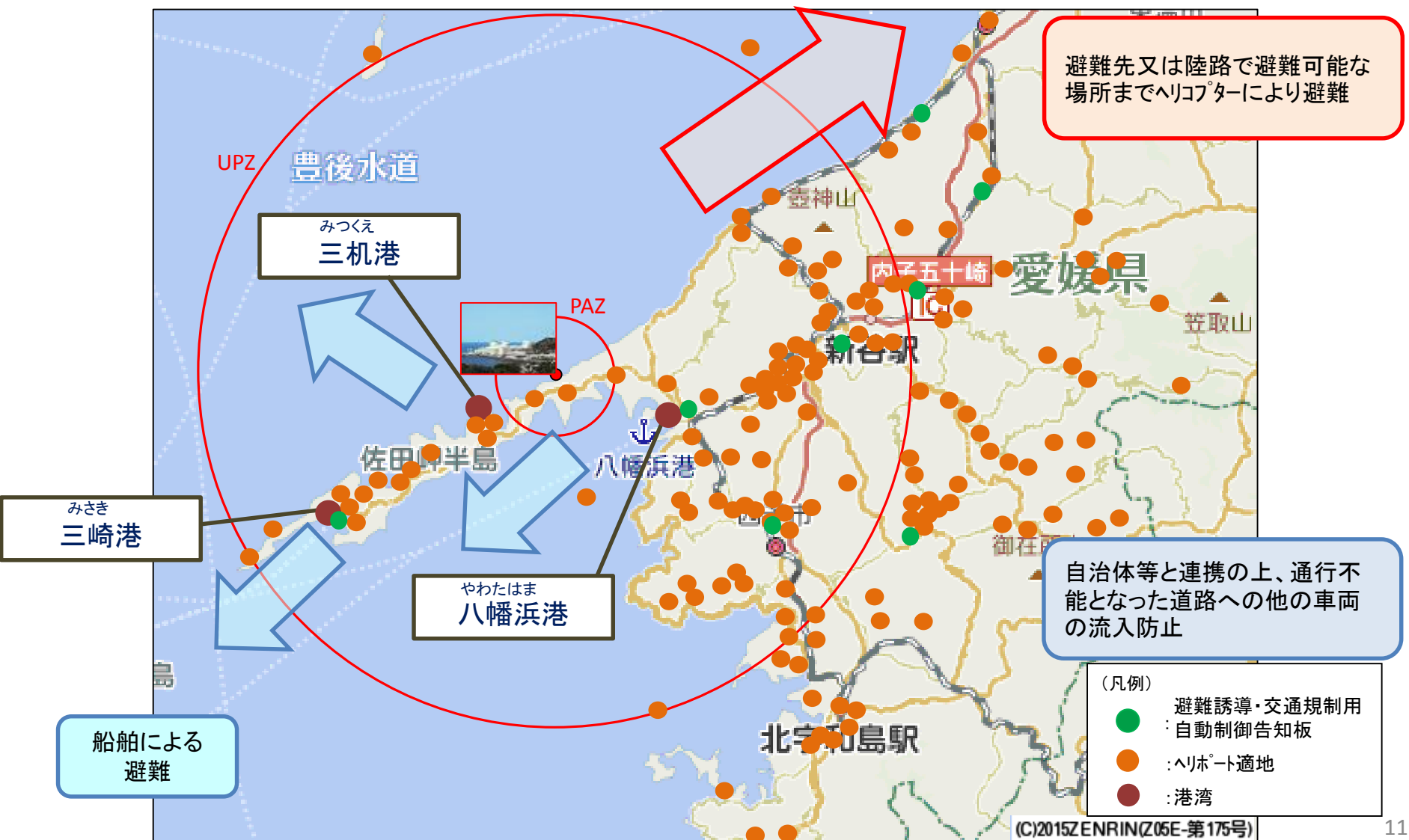
<消防>
八幡浜地区施設事務組合消防本部
その他関係市町管轄消防機関

<海保庁>
松山海上保安部
徳山海上保安部
今治海上保安部
宇和島海上保安部
第六管区海上保安本部

※1 全面緊急事態においては、PAZ圏内及び予防避難エリアの一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象
※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 愛媛県、山口県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時のスクリーニング及び除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

